

| | |
|------------------|---|
| Title | 年金財政の現状と問題点(1) |
| Sub Title | An evaluation of pension reform in Japan (1) |
| Author | 麻生, 良文(Aso, Yoshibumi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2005 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.6 (2005. 6) ,p.126(55)- 180(1) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050628-0126 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

年金財政の現状と問題点 (1)

麻 生 良 文

1. はじめに
2. わが国の公的年金制度の概要
 - 2.1. わが国の公的年金制度の概要
 - 2.2. 財政方式
 - 2.3. 年金財政の現状
 - 2.4. 基礎年金制度
3. 平成16年改正と財政見通し
 - 3.1. 年金制度改革の概要
 - 3.2. 保険料固定方式とマクロ経済スライドの導入
 - 3.3. 有限均衡方式
 - 3.4. その他の改正
 - 3.5. 年金財政の見通し (以上本号)
4. わが国の公的年金制度の問題点
 - 4.1. 世代間格差
 - 4.2. 年金債務
 - 4.3. 公的年金バランスシート論争
 - 4.4. 少子・高齢化
 - 4.5. 女性の労働供給と年金制度
5. まとめ
- 参考文献 (78巻7号)

1. はじめに

この論文では、わが国の公的年金制度の現状および将来見通し、年金制度の抱える問題点について議論する。年金制度改革については多くの議論が行われている。少子・高齢化の進展する中での年金財政の維持可能性の問題、

負担と給付に関する世代間較差の問題、年金債務をめぐる議論（バランスシートの問題）、年金の財政方式の選択の問題、年金制度の一元化に関する問題、などについて議論が紛糾しているのが現状である。

こうした問題を考える際に、長期的にみて望ましい年金制度がどのようなものであるかの議論だけでなく、現状を出発点とした場合の改革論が必要である。この論文では、現状の公的年金制度の抱えている暗黙の債務をどう負担すべきかが全ての問題の根幹にあるという立場で議論を展開する。特に、世代間格差の問題は、年金債務の負担と密接な関連がある。従来の研究では、こうした関連性にほとんど注意が払われていなかった。そのため、例えば、負担と給付の世代間格差の研究では、世代間格差の存在を指摘し、現行制度の公平性に疑問を呈するだけに終わっていた。

この論文の4.では、単純なモデルを用いて、賦課方式のもとでの負担と給付の関係について数量的な把握を行う。その結果、従来 of 精緻な推計とほとんど同じ結果が単純なモデルから導き出される。続いて、賦課方式のもとで、負担に見合わない給付しか受け取れないのは、年金債務に対する暗黙の税負担が存在するからという議論を展開する。さらに、単純な想定のもとで、積立方式のもとで存在するであろう積立金の規模を求める。これは、わが国の公的年金制度の抱える純債務の大きさを把握することにもつながるし、年金制度改革の方向性を評価する際の指針になる。ところで、この非常にラフな計算結果は、厚生労働省の試算とほとんど変わらない。つまり、従来、現実の複雑な制度に立脚して、精緻なシミュレーションを行わないと困難だと思われてきた年金財政の検証が、実は非常に単純なモデルで複製できるのである。さらに、この章では、年金債務の存在と世代間格差の関係が論じられている。この部分は、論文全体を通して、制度の把握の際の基礎的な視点を与えている。

以下、2.では、わが国の公的年金制度の概要をまとめ、年金財政の現状をみる。また、4.で明らかにされる積立度合、年金債務の規模を手がかりに、現実の財政の数字をみる。その結果、わが国の公的年金制度は巨額の積立不足を抱え、実態としては賦課方式に近い現状が見出される。なお、この章で

は、基礎年金制度を通じた財政調整の仕組みや、国民年金の未納者急増が年金財政に与える影響についても数量的な検討が行われている。

3.では、2004年度年金制度改革について検討されている。この改革では、保険料固定方式、マクロ経済スライド、「有限均衡方式」の導入など、従来にない制度が導入された。ところが、厚生労働省の「有限均衡方式」についての説明では、その内容の理解が困難である。そこで、この章では、従来の「永久均衡方式」と新しい「有限均衡方式」がどのようなものであるかを、年金制度の予算制約式から説明を試みた。ここでは、従来の「永久均衡方式」は単に財政が破綻しないための条件でしかなく、積立方式でも賦課方式でも成立することを示している。また、積立度合を仮に一定に保てば、「永久均衡方式」と「有限均衡方式」は基本的には同じであることも導かれる。したがって、今回の年金改革で重要なのは、「年金財政の均衡を図る期間」（厚生労働省の言葉：これも曖昧だが）を永久から有限に変えることではなく、均衡を図る計画期間の最終年度までに積立金をほぼ取り崩す（1年分程度は保有する）ことが重要であるという指摘を行っている。年金財政収支の見通しをみると、2050年以降、積立金は一貫して取り崩される。しかも、2050年以降の人口推計は「甘い」。このため、特に、21世紀後半の年金制度は大きな問題を抱えそうである。以上が3.での指摘である。

4.では、わが国の公的年金制度の諸問題について検討が行われる。それらは、年金の負担と給付の世代間格差の存在、年金債務の大きさ、公的年金バランスシート論争、少子・高齢化対策、女性の労働供給に与える影響である。特に、最初の3つのトピックスは互いに密接な関連がある。年金の世代格差の存在の根本的な原因は、年金制度が未成熟な時期の高齢者に多大な給付を行ったからであり、そして、その移転に対する負担をその後の世代が負担するからである。ここでは、人口成長率や利子率、賃金成長率が一定のモデルで、年金の給付・負担比率を求めた。そして、実際の制度に基づいた精緻な推計とほとんど一致することをみた。さらに、年金債務の概念を明らかにして、年金制度が積立方式で運営されていれば給付の20年から30年分の積立金が必要なことを明らかにした。そして、この数値をもとに、現実の年金純債

務を推計すると、厚生労働省の推計ともほぼ一致することが示される。このことは、厚生労働省の財政再計算の資料などなくても、単純なモデル分析を通じて年金の問題に接近できるということを意味する。

また、4.では、第3号被保険者問題に関連して、女性の労働供給に与える効果についても検討されている。ここでは、年金制度が労働供給に与える効果一般についても議論が行われている。

最後に、以上の議論を受けて、公的年金制度の改革の方向性について提言が5.でまとめられている。それによれば、年金制度の最大の問題点は、年金純債務の存在である。これをどの世代にどのくらい負担させるのが合理的か、という方向で年金改革を考えるべきである。このためには、年金純債務をひとまず年金制度から切り離し、これを租税で負担していく。そして、過去債務から切り離された公的年金制度は積立方式として運営する。このような改革の方向性をもっともすっきりしている。

2. わが国の公的年金制度の概要

2.1. わが国の公的年金制度の概要

わが国の年金制度は、歴史的な経緯から、基本的には別々の3つの仕組みを統合したものである。まず、自営業者等を対象とする国民年金（基礎年金）があり、これは定額の負担と定額の給付を特徴とする。第2は民間のサラリーマンを対象とする厚生年金で、第3は公務員等が対象の各種の共済組合年金である。厚生年金も共済年金も、保険料負担は賃金比例であり、給付は定額の基礎年金部分と報酬比例部分の2階建てになっている¹⁾。これら3つの制度は、1985年の改正で、共通の基礎年金制度の上に成り立つことになった。現在では、20歳以上60歳未満の全ての国民は必ず基礎年金に加入する

1) これ以外に、企業年金（厚生年金基金、適格退職年金）がある。平成14年度末で、厚生年金基金加入者は1039万人（厚生年金加入者は3214万人）である。また、第1号被保険者を対象にした任意加入の国民年金基金があり、加入者は77万人である。

表 1 被保険者の分類

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 第 1 号被保険者 | 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生等 |
| 第 2 号被保険者 | 民間サラリーマン、公務員等 (厚生年金加入者、共済組合の組合員) |
| 第 3 号被保険者 | 第 2 号被保険者の被扶養配偶者 |

図 1 年金制度の体系

| | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|------|
| | | 厚生年金 | 共済年金 |
| 国民年金(基礎年金) 合計約7050万人 | | | |
| 第 2 号被保険者の被扶養配偶者 | 自営業者 | サラリーマン、公務員等 | |
| 第 3 号被保険者 約1120万人 | 第 1 号被保険者 約2240万人 | 第 2 号被保険者 約3690万人 | |

ことになっているが、表 1 に示されているように、被保険者はその種類に応じて 3 つに分類される。

第 1 号被保険者は国民年金のみに加入する者で、自営業者等がこれに該当する。第 2 号被保険者は、厚生年金や共済年金加入者で、民間のサラリーマンや公務員等である。そして、第 3 号被保険者は、厚生年金や共済年金に加入しているサラリーマンの妻で専業主婦にあたる人たちである。第 3 号被保険者は、自営業者等 (第 1 号被保険者) と同じく国民年金 (基礎年金) に加入しているとみなされるが、配偶者が加入している年金制度での保険料支払があるため、保険料負担は発生しないことになっている。このため、専業主婦は優遇されているのではないかという議論がよく行われる。これについては、4. で議論する。

さて、2002年度末で、基礎年金被保険者数はおよそ7050万人である。その内訳は、第 1 号被保険者が2240万人 (全体のおよそ 3 割)、第 2 号被保険者が

3690万人（全体の5割強）、第3号被保険者が1120万人（全体の16%）である。男女別に見ると、男性のおよそ7割が第2号被保険者で、残りの3割が第1号被保険者であり、第3号被保険者の割合は全体の0.2%に過ぎない。一方、女性では、第1号被保険者の割合が32%、第2号被保険、第3号被保険者の割合はそれぞれ、35%、32%となっている。男女とも、第1号被保険者の割合はおよそ3割で、残りの7割が被用者年金制度でカバーされているといえる。

第1号被保険者については、近年、未納者の増加が問題になっている。全体の納付率は7割を切っており、若年層での納付率は特に低く、20歳台の納付率は5割を切っている。この問題は、年金制度の存続に関わる重要な問題である。同時に、国民年金の未納者の増加は、基礎年金制度を通じて、被用者年金制度の被保険者にも影響が及ぶ。これについては、2.で説明する。

ところで、1986年から基礎年金制度が導入されたが、これによって、従来の強制適用の国民年金被保険者は第1号被保険者となった。また、20歳以上60歳未満で被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金受給資格期間満了者は、それまでは任意加入だったのが第1号被保険者となり、強制適用の対象となった。さらに、当時任意加入の大半を占めていた被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者となった。この時、それまで任意加入していなかった者も第3号被保険者に加入したため、被保険者数は大幅に増加している。1985年における女性の国民年金任意加入者数は705万4000人であったが、1986年の女性の第3号被保険者数は1089万8000人である。

表2には、厚生年金・共済年金の年金扶養比率、すなわち、1人の受給者を何人の被保険者で支えているかがまとめられている。表3は、国民年金の被保険者数、受給者数、年金扶養比率の数字をまとめたものである。ただし、1986年に基礎年金制度が導入されたため、それ以前と以後の数値を単純に比較することはできない。そこで、表3の国民年金被保険者数は、1985年までは、男子の場合には強制加入と任意加入の両方を含んだ被保険者数、女子の場合には強制加入の被保険者数を取り、それらの合計を被保険者数としてカウントした（つまり、1986年以降の第1号被保険者に相当する被保険者数を抽出

表 2 被用者年金の年金扶養比率

| 厚生年金 | 国家公務員 共済組合 | 日本鉄道 共済組合 | 日本電信 電話 | 日本たば こ産業 | 地方公務員 共済組合 | 私立学校 教職員 | 農林漁業 団体職員 | 被用者年 金制度計 | |
|------|---------------|--------------|------------|-------------|---------------|-------------|--------------|--------------|-------|
| 1965 | 91.97 | 20.63 | 4.16 | 18.54 | 8.60 | 27.90 | 72.00 | 117.67 | 48.91 |
| 1970 | 42.18 | 9.58 | 3.37 | 12.22 | 5.71 | 11.12 | 48.50 | 22.78 | 25.72 |
| 1971 | 36.91 | 8.36 | 3.13 | 11.60 | 4.88 | 10.12 | 50.75 | 18.86 | 22.93 |
| 1972 | 33.01 | 7.54 | 2.92 | 11.11 | 4.44 | 9.47 | 53.50 | 16.23 | 20.94 |
| 1973 | 30.23 | 6.89 | 2.77 | 10.59 | 4.00 | 9.03 | 45.20 | 14.27 | 19.51 |
| 1974 | 26.27 | 6.32 | 2.66 | 10.13 | 4.00 | 8.64 | 51.80 | 12.94 | 17.57 |
| 1975 | 22.63 | 5.78 | 2.58 | 9.73 | 3.64 | 8.05 | 45.00 | 11.76 | 15.67 |
| 1976 | 19.08 | 5.38 | 2.49 | 9.62 | 3.64 | 7.33 | 40.29 | 10.51 | 13.79 |
| 1977 | 16.44 | 5.05 | 2.36 | 9.17 | 3.33 | 6.86 | 36.63 | 9.81 | 12.29 |
| 1978 | 14.55 | 4.69 | 2.22 | 8.51 | 3.33 | 6.49 | 33.56 | 9.18 | 11.15 |
| 1979 | 13.30 | 4.37 | 2.05 | 7.90 | 3.00 | 6.07 | 31.10 | 8.50 | 10.30 |
| 1980 | 12.33 | 4.11 | 1.90 | 7.20 | 2.71 | 5.70 | 31.90 | 8.07 | 9.62 |
| 1981 | 11.36 | 3.84 | 1.70 | 6.45 | 2.47 | 5.31 | 29.45 | 7.38 | 8.91 |
| 1982 | 10.46 | 3.62 | 1.52 | 5.80 | 2.12 | 4.91 | 25.31 | 6.78 | 8.23 |
| 1983 | 9.53 | 3.40 | 1.29 | 5.18 | 1.94 | 4.57 | 23.93 | 6.18 | 7.56 |
| 1984 | 8.84 | 3.20 | 1.14 | 4.57 | 1.74 | 4.25 | 22.73 | 5.74 | 7.05 |
| 1985 | 8.15 | 2.97 | 0.83 | 3.95 | 1.55 | 3.97 | 20.41 | 5.33 | 6.49 |
| 1986 | 7.26 | 2.78 | 0.76 | 3.50 | 1.32 | 3.76 | 18.68 | 5.09 | 5.90 |
| 1987 | 6.64 | 2.64 | 0.60 | 3.25 | 1.22 | 3.57 | 18.25 | 4.96 | 5.48 |
| 1988 | 6.81 | 2.50 | 0.60 | 2.96 | 1.17 | 3.41 | 17.05 | 4.72 | 5.55 |
| 1989 | 6.64 | 2.38 | 0.60 | 2.68 | 1.04 | 3.26 | 16.00 | 4.56 | 5.42 |
| 1990 | 6.51 | 2.26 | 0.57 | 2.51 | 0.96 | 3.14 | 12.86 | 4.46 | 5.31 |
| 1991 | 6.40 | 2.22 | 0.59 | 2.36 | 1.00 | 3.04 | 12.29 | 4.32 | 5.24 |
| 1992 | 6.14 | 2.16 | 0.61 | 2.21 | 1.00 | 2.94 | 11.76 | 4.22 | 5.06 |
| 1993 | 5.83 | 2.11 | 0.62 | 2.11 | 1.00 | 2.87 | 10.94 | 4.15 | 4.86 |
| 1994 | 5.53 | 2.08 | 0.64 | 1.92 | 1.00 | 2.79 | 10.47 | 3.99 | 4.66 |
| 1995 | 4.98 | 1.99 | 0.65 | 1.84 | 1.00 | 2.64 | 8.16 | 3.83 | 4.26 |
| 1996 | 4.76 | 1.97 | 0.66 | 1.82 | 0.96 | 2.59 | 7.43 | 3.68 | 4.11 |
| 1997 | 4.28 | 1.95 | | | | 2.52 | 7.04 | 3.50 | 3.91 |
| 1998 | 4.01 | 1.92 | | | | 2.45 | 6.72 | 3.35 | 3.70 |
| 1999 | 3.79 | 1.91 | | | | 2.40 | 6.31 | 3.23 | 3.51 |
| 2000 | 3.57 | 1.89 | | | | 2.32 | 5.97 | 3.09 | 3.34 |
| 2001 | 3.33 | 1.85 | | | | 2.24 | 5.67 | 2.92 | 3.13 |
| 2002 | 3.17 | 1.81 | | | | 2.16 | 5.57 | | 3.00 |

資料：厚生労働省年金局 年金財政ホームページ「公的年金各制度の現状」

注) 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、1997年4月に厚生年金に統合。
農林漁業団体職員共済組合は、2002年4月に厚生年金に統合。

表3 国民年金の被保険者・受給者数

(単位：千人)

| | (A) 被保険者 | (B) 男子 | (C) 女子 | (D) 基礎年金 被保険者数 | (E) 受給者 | (A)/(E) 扶養比率1 | (D)/(E) 扶養比率2 |
|------|-------------|-----------|-----------|----------------------|------------|------------------|------------------|
| 1961 | 16,294 | 7,619 | 8,675 | | | | |
| 1962 | 16,506 | 7,655 | 8,851 | | 11 | 1500.55 | |
| 1963 | 16,731 | 7,697 | 9,034 | | 29 | 576.93 | |
| 1964 | 17,126 | 7,818 | 9,308 | | 49 | 349.51 | |
| 1965 | 17,680 | 8,022 | 9,658 | | 70 | 252.57 | |
| 1966 | 18,440 | 8,331 | 10,109 | | 92 | 200.43 | |
| 1967 | 18,930 | 8,540 | 10,390 | | 117 | 161.79 | |
| 1968 | 19,269 | 8,689 | 10,580 | | 139 | 138.63 | |
| 1969 | 19,778 | 9,017 | 10,761 | | 158 | 125.18 | |
| 1970 | 20,315 | 9,294 | 11,021 | | 176 | 115.43 | |
| 1971 | 19,980 | 8,977 | 11,003 | | 425 | 47.01 | |
| 1972 | 20,157 | 9,108 | 11,049 | | 740 | 27.24 | |
| 1973 | 20,239 | 9,267 | 10,972 | | 1,039 | 19.48 | |
| 1974 | 20,084 | 9,138 | 10,946 | | 1,677 | 11.98 | |
| 1975 | 20,317 | 9,185 | 11,132 | | 3,081 | 6.59 | |
| 1976 | 20,281 | 9,232 | 11,049 | | 3,825 | 5.30 | |
| 1977 | 20,386 | 9,340 | 11,046 | | 4,439 | 4.59 | |
| 1978 | 20,522 | 9,467 | 11,055 | | 5,043 | 4.07 | |
| 1979 | 20,374 | 9,453 | 10,921 | | 5,594 | 3.64 | |
| 1980 | 20,084 | 9,381 | 10,703 | | 6,145 | 3.27 | |
| 1981 | 19,716 | 9,266 | 10,450 | | 6,655 | 2.96 | |
| 1982 | 19,305 | 9,130 | 10,175 | | 7,170 | 2.69 | |
| 1983 | 18,889 | 8,988 | 9,901 | | 7,686 | 2.46 | |
| 1984 | 18,686 | 8,925 | 9,761 | | 8,162 | 2.29 | |
| 1985 | 18,036 | 8,920 | 9,116 | | 8,675 | 2.08 | |
| 1986 | 19,514 | 9,152 | 10,362 | 63,317 | 9,725 | 2.01 | 6.51 |
| 1987 | 19,292 | 9,068 | 10,224 | 64,105 | 10,077 | 1.91 | 6.36 |
| 1988 | 18,727 | 8,793 | 9,934 | 64,929 | 10,380 | 1.80 | 6.26 |
| 1989 | 18,155 | 8,517 | 9,638 | 65,678 | 10,700 | 1.70 | 6.14 |
| 1990 | 17,579 | 8,244 | 9,335 | 66,179 | 11,001 | 1.60 | 6.02 |
| 1991 | 18,536 | 8,894 | 9,642 | 68,352 | 11,652 | 1.59 | 5.87 |
| 1992 | 18,508 | 8,914 | 9,593 | 68,941 | 12,371 | 1.50 | 5.57 |
| 1993 | 18,614 | 8,982 | 9,632 | 69,276 | 13,166 | 1.41 | 5.26 |
| 1994 | 18,761 | 9,060 | 9,702 | 69,548 | 13,913 | 1.35 | 5.00 |
| 1995 | 19,104 | 9,236 | 9,868 | 69,952 | 14,751 | 1.30 | 4.74 |
| 1996 | 19,356 | 9,361 | 9,994 | 70,195 | 15,611 | 1.24 | 4.50 |
| 1997 | 19,589 | 9,507 | 10,082 | 70,344 | 16,585 | 1.18 | 4.24 |
| 1998 | 20,426 | 9,972 | 10,453 | 70,502 | 17,469 | 1.17 | 4.04 |
| 1999 | 21,175 | 10,388 | 10,787 | 70,616 | 18,362 | 1.15 | 3.85 |
| 2000 | 21,537 | 10,614 | 10,923 | 70,491 | 19,304 | 1.12 | 3.65 |
| 2001 | 22,074 | 10,932 | 11,141 | 70,168 | 20,238 | 1.09 | 3.47 |
| 2002 | 22,368 | 11,156 | 11,212 | 70,460 | 21,222 | 1.05 | 3.32 |

資料：社会保険庁「事業年報」

注) (A)=(B)+(C)；

1986年以降の被保険者数は、第1号被保険者数(任意加入を含む)

1985年以前の被保険者数は、男子は国民年金被保険者数(任意加入を含む)

1985年以前の「女子」は強制加入の国民年金被保険者数

受給者は、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金を含む数

1986年以降の受給者には、新制度の基礎年金受給者が含まれている

(D)基礎年金被保険者は公的年金制度全体での被保険者である

した)。1986年以降については、第1号被保険者数のみをカウントした。また、受給者数については国民年金受給者数(老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金)を用いたが、近年については第1号被保険者のみに対応した受給者ばかりではないという問題がある。そこで、扶養比率については2種類の数値を計算した。1つは、表の被保険者数(つまり第1号被保険者相当)を国民年金受給者で割った値で、これを「扶養比率1」とした。もう1つは1986年以降について、基礎年金被保険者総数を受給者数で割った値の「扶養比率2」である。「扶養比率2」は公的年金制度全体の扶養比率を表している。

扶養比率に着目するとき、次の点に注意が必要である。第1に、表2の被用者年金の場合の扶養比率の分母は「受給権者」数である。一方、表3の国民年金の扶養比率は「受給者」数であるので、扶養比率といっても多少概念が異なっている。第2に、被用者年金については、受給権者の配偶者が専業主婦だった場合、実際には彼女らを被用者年金で支えているが、これがカウントされない²⁾。第3に、国民年金の受給者について、第1号被保険者に対応した受給者とそれ以外に分解できない。これは、「扶養比率1」の指標の問題点である。

以上の事から、被用者年金と国民年金の扶養比率を単純に比較することはできないが、大まかにみると次の点は言えそうである。

1. 扶養比率は急激に低下を続けている。

2) 第1の問題点については、被用者年金の扶養比率におよそ3/4を乗じて修正することで対処できるかもしれない。図1によると、基礎年金被保険者数で第2号被保険者数と第3号被保険者数の比はおおよそ3:1である。すると、受給者権者数には第2号しかカウントされていないとすれば、第3号相当の受給者数も合わせた真の受給者数は表に報告されている数字の4/3倍である。したがって、真の扶養比率は、表の数字に3/4を乗じればよい。すると、表2の扶養比率で、被用者年金制度全体の値は、1985年の6.49が4.86に、1990年の5.31は3.98に、そして2001年の3.13は2.34になる。

2. 扶養比率の制度間格差が存在する。被用者年金制度の中では、国家公務員共済と地方公務員共済の扶養比率がきわめて低い。

まず、被用者年金制度全体での扶養比率をみると、1965年にはおよそ50人の被保険者で1人の受給者を支えていたのが、1970年には1970年には25人、1980年には10人、1990年には5人で1人を支えることになり、2002年には、ついに3人で1人の受給者を支えるまでになったことがわかる。基礎年金全体で見ても、表3の「扶養比率2」からわかるように2002年には3.32人で1人の受給者を支えるまでにいたっている。なお、国民年金についてみると、1965年には250人で1人、1970年でも115人で1人を支えていたが、1980年には3人で1人になり、基礎年金制度導入直前の1985年には2人で1人を支えていたことになる。このように、扶養比率の低下はきわめて急激であることがわかる。

第2に、扶養比率の制度間格差が存在する。国民年金と被用者年金では、既に述べたように、扶養比率の概念上の違いのため厳密な比較はできないが、基礎年金導入直前の1985年時点で比較すると、国民年金が2.08、被用者年金制度では6.49である。ただし、被用者年金制度は、受給者の妻が専業主婦だった場合、その人たちも被用者年金制度で支えているという側面がある。受給者数と受給者の妻で専業主婦だった人の割合がかりに3：1だとして扶養比率を単純に修正すると、1985年時点での修正された扶養比率は4.86になるが、これでも国民年金の扶養比率2.08よりもかなり高い。

被用者年金制度の中にも格差はある。表からわかるように、かつては日本鉄道共済組合（JR）、日本電信電話（NTT）、日本たばこ産業（JT）の扶養比率がきわめて低く、破綻の危機に直面していた。特に、JRの扶養比率は1985年頃から1.0を大きく下回っていたし、JTについても1990年頃から1.0前後で推移していた。NTTについても年金扶養比率は急激に低下していて、結局、JR、JT、NTTの3つの共済組合は1997年4月に厚生年金制度に統合される形で救済されることになる³⁾。次いで、2002年4月には農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。

表 4 人口構成の推移

(単位：千人)

| | (A) 総数 | (B) 0-14歳 | (C) 15-64歳 | (D) 65歳以上 | (D)/(A) 65歳以上 人口比率 | (C)/(D) 扶養比率 |
|------|-----------|--------------|---------------|--------------|--------------------------|-----------------|
| 1925 | 59,737 | 21,924 | 34,792 | 3,021 | 0.051 | 11.52 |
| 1930 | 64,450 | 23,579 | 37,807 | 3,064 | 0.048 | 12.34 |
| 1935 | 69,254 | 25,545 | 40,484 | 3,225 | 0.047 | 12.55 |
| 1940 | 73,075 | 26,369 | 43,252 | 3,454 | 0.047 | 12.52 |
| 1945 | 71,998 | 26,477 | 41,821 | 3,700 | 0.051 | 11.30 |
| 1950 | 83,200 | 29,428 | 49,658 | 4,109 | 0.049 | 12.09 |
| 1955 | 89,276 | 29,798 | 54,729 | 4,747 | 0.053 | 11.53 |
| 1960 | 93,419 | 28,067 | 60,002 | 5,350 | 0.057 | 11.22 |
| 1965 | 98,275 | 25,166 | 66,928 | 6,181 | 0.063 | 10.83 |
| 1970 | 103,720 | 24,823 | 71,566 | 7,331 | 0.071 | 9.76 |
| 1975 | 111,940 | 27,221 | 75,807 | 8,865 | 0.079 | 8.55 |
| 1980 | 117,060 | 27,507 | 78,835 | 10,647 | 0.091 | 7.40 |
| 1985 | 121,049 | 26,033 | 82,506 | 12,468 | 0.103 | 6.62 |
| 1990 | 123,611 | 22,486 | 85,904 | 14,895 | 0.120 | 5.77 |
| 1995 | 125,570 | 20,014 | 87,165 | 18,261 | 0.145 | 4.77 |
| 1999 | 126,686 | 18,742 | 86,758 | 21,186 | 0.167 | 4.10 |
| 2000 | 126,926 | 18,472 | 86,220 | 22,005 | 0.173 | 3.92 |
| 2001 | 127,291 | 18,283 | 86,139 | 22,869 | 0.180 | 3.77 |

資料：総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」「日本の人口」「人口推計年報」

現在の被用者年金各制度の年金扶養比率をみると、国家公務員共済と地方公務員共済が、それぞれ1.81、2.16と低いのが目立つ。これに対し、私立学校教職員組合は5.57と被用者年金制度全体の3.00を大きく上回っている。

そもそも、産業別の年金制度を賦課方式で運営することには無理がある。

- 3) JR、JT、NTTの被保険者の統合以後の加入期間に対応する給付は厚生年金全体で財政運営されることになった。統合前の加入期間に対応する給付については、移換積立金（JRが1兆2100億円、JTが1100億円、NTTが1兆1900億円）と統合後の各社の被保険者が収める保険料によって賄われる。ただし、JRとJTについてはこれでは不足するため、被用者年金制度全体での支援措置が設けられることになった（『平成11年 年金白書』51p.）。

産業構造の変化の影響を被ってしまうからである。このためには、年金制度を一元化し、産業構造の変化などのショックを全体に分散させてやる必要がある。ただし、既に分立して存在している各制度を一元化する場合、(1)それぞれの制度の抱えている年金債務をどう処理するか、(2)今後の保険料率の調整、(3)過去および将来期間に対応した給付額の算定の問題など、技術的な課題は多い。

さて、1960年代、70年代に扶養比率が高かったのは、人口構成が若かったこともあるが、年金制度の発足から間もないという事情のためでもある。比較のため、日本全体での人口構成をまとめた表4をみてみよう。ここでは、15歳-64歳人口を65歳以上人口で割った値を用いた（20-60歳人口と65歳以上の人口の比率の方が適切であろう）。これによれば、1960年代は、おおむね10人で1人の高齢者を支えていた。1990年代になるとこれが5人で1人を支えるようになり、2001年では3.8人で1人を支えていることになる。したがって、1960年代、70年代の被用者年金の扶養比率は、全体の人口構成に比べて著しく高い。しかし、近年では、それらの差がほぼなくなってきた。つまり、1960年代、70年代のきわめて高い扶養比率は、人口構成の影響だけでなく、年金制度がまだ成熟していなかったことに求められるのである。

このように、日本では、制度の成熟化と人口の高齢化が同時に進行した。そして、このことが、負担と給付に関する著しい世代間格差を生じさせる原因となったのである。

2.2. 財政方式

2.2.1. 賦課方式と積立方式

公的年金制度の財政方式は、賦課方式（pay as you go system）と積立方式（fully funded system）に分けることができる。積立方式とは、給付の財源を積立金に求める方式である。一方、賦課方式とは、給付の財源をその時点の現役労働者の保険料支払いに求める方法である。純粹な賦課方式のもとでは積立金は存在せず、したがって年金受給権者に約束している給付（年金債務＝これは政府にとっての債務）は、現在および将来の労働者の保険料負担に

求める。なお、賦課方式を続ける限り、年金債務に見合う積立金は存在しない。その意味で、賦課方式の年金制度は、政府債務を永遠に先送りする政策に等しい。

さて、わが国の公的年金制度だが、一見すると巨額の積立金があるように見える。実際、厚生年金の積立金は2002年度末で135兆円存在する。これはGDPの27%の規模であり、給付総額のおよそ5年分に相当する。なお、被用者年金全体でみた場合、積立金はおよそ185兆円であり、国民年金の場合でも積立金はおよそ10兆円存在する。したがって、公的年金全体の積立金は195兆円となり、GDPの40%にも達する規模である。

しかし、この積立金は年金債務（正確には、過去の拠出に対応した給付債務）に見合う額ではない。後の節で説明するが、年金制度がもし積立方式で運営されていれば、年間給付総額の20年分から30年分相当の積立金が存在しなければならない。もちろん、この値は、人口成長率、賃金成長率、利子率等に依存する。しかし、かりに、この値が25年分だとすると、現実の積立金は5年分程度だから、現実の積立金の4倍の積立不足が存在することになる。公的年金全体の積立金が195兆円だったから、積立不足は780兆円にものぼることが簡単な計算からわかる（ $195 \times 4 = 780$ ）。これはGDPの1.5倍に相当し、現在の日本が抱える国と地方の長期債務残高とほぼ同じ規模である。なお、この非常にラフな計算は、年金純債務についてのもっと精緻な推計である八田・小口（1999）にほぼ等しい。彼らの推計では、1995年末における公的年金純債務は750兆円であるという。

厚生労働省も公的年金の積立不足を推計している。それによれば、厚生年金の過去期間の債務（過去期間の拠出に対応した給付債務）は1999年時点で720兆円にのぼる。これから厚生年金積立金の170兆円を引いた550兆円が厚生年金の純債務であると考えられる⁴⁾。公的年金全体では、これに国民年金、共済年金の純債務が加わるから、公的年金全体としての純債務はさらに大きくなる。つまり、わが国の公的年金制度には一見すると巨額の積立金が存在するように見えるが、それは積立方式で運営されていればあるはずだった積立金の規模の5分の1程度でしかない。わが国の年金制度は実態としては賦

課方式に近いのである⁵⁾。

2.2.2. 賦課方式の問題点

一般に、賦課方式の年金制度には、次のような問題がある。

1. 制度発足時の高齢者とそれ以降の世代の不公平
2. 人口構成の変化に伴う世代間不公平の発生
3. 資本蓄積に与える悪影響
4. 雇用や労働供給に与える悪影響

まず、第1に、賦課方式の年金制度が発足すると、しばらくの間、保険料を負担せずに（あるいはごくわずかな保険料負担で）給付を受給する世代が発生する。彼らは、言わば「たなぼた利益（windfall gain）」を得たことになるが、彼らの世代と後の世代の間の取り扱いは、一般には、不公平である。

第2に、年金制度が純粋な賦課方式で運営されていると、人口構成の変化によって保険料負担もしくは給付水準が変化する。例えば、純粋な賦課方式のもとで、人口高齢化が進めば、年金財政を維持するためには、若年者の保

-
- 4) この推計は、厚生年金制度からみた債務を推計したものである。例えば、支出は厚生年金の給付と基礎年金拠出金が含まれていて、厚生年金に対応した給付（基礎年金部分も含んだ給付）という訳ではない。また、過去期間に対応した基礎年金給付で税金によって賄われる部分（国庫負担）は、厚生労働省の推計では100兆円あり、これは、資産として計上されている。しかし、国全体で見た場合、将来の国庫負担は将来の保険料負担と同じように扱うべきだろう。厚生労働省は、過去期間に対応した給付債務720兆円から国庫負担100兆円、積立金170兆円を引いた450兆円が過去期間に対応した積立不足であるとしているが、本論文で国庫負担を引いていないのはこのためである。
 - 5) 2004年の年金制度改革では、長期的に積立金を取り崩し、最終的（100年先）には給付総額の1年分程度の積立金を保有すればよいという「有限均衡方式」がとられることになった。この改革は年金制度をさらに賦課方式に近づけることを意味する。

険料負担を引き上げるか、高齢者の 1 人当たり給付を削減するしかない。したがって、各世代の負担と給付は人口構成の変化の影響を受け、世代間不公平が発生する⁶⁾。

第 3 に、賦課方式の年金制度は貯蓄を減らし、資本蓄積を阻害する効果がある。これは、賦課方式の年金制度は、積立金を持たないことに原因がある。理論的には、賦課方式の年金制度は、国債を発行して支出を賄う政策と同等である。したがって、国債の負担に関する標準的な見解、すなわち Diamond (1965) の議論がここでもあてはまる。この標準的な理論によれば、国債発行による資金調達、税負担を将来世代に転嫁し、また、そのことによって生涯可処分所得の増加した現在世代が消費を拡大すれば、一定期間、経済全体での消費が拡大し、その結果、資本蓄積が阻害され、将来時点の産出量の低下という形で将来時点に負担が転嫁される。

第 4 に、賦課方式のもとの年金保険料は租税としての性格を持つ。年金制度が積立方式で運営され、支払った保険料に対応した給付が受け取れるなら、保険料は通常の貯蓄と変わらず、それは何の影響ももたらさない。しかし、支払った保険料と給付が対応していないなら、保険料の一部は（ある程度の対応があれば全部ではない）租税と同じように機能するのである⁷⁾。

賃金税と消費税の等価性

さて、厚生年金や共済年金の保険料は賃金に比例して課されている。これは、保険料が賃金税の性格を有することを意味する。保険料率の上昇は賃金

6) この問題は、制度発足時の高齢者世代のたなぼた利益とは異なる問題である。麻生 (2004) は、人口構成の変化が各世代の純移転をどう変化させるかを、給付固定方式 (所得代替率一定) と保険料率固定方式のそれぞれの制度のもとで分析している。そして、世代間不公平が発生する原因は、給付固定方式や保険料率固定方式が、人口構成の変化の影響を暗黙のうちに特定世代に負担させることに原因があるという議論を展開している。この問題の解決のためには、純粹な賦課方式から離れて、ある時点の年金債務をどのように各世代に負担させるのが合理的かを考えればよいのである。

税の上昇と同じ効果を持つから、雇用・労働供給に悪影響を与えるのである。なお、一部には、保険料率の引上げは限界に近いから、保険料率の上昇を抑制する代わりに、国庫負担を増やし、それを消費税の増税で賄うべきだという議論がよく行われる。しかし、この議論は、経済学的にはナンセンスである。理論的には賃金税から消費税へのスイッチに過ぎない。そして、賃金税と消費税は等価である。これは、家計の直面する予算制約式から簡単にわかる。

今、遺産・相続を無視し、 t 歳時の消費、賃金を c_t, w_t で表そう。また、利子率は一定で r とする。ただし個人は R 歳まで労働し、 D 歳まで生存する。賃金税のみが存在し、その税率が τ であるとき、家計の生涯の予算制約式は次の式で与えられる。

$$\sum_{t=0}^D \frac{c_t}{(1+r)^t} = \sum_{t=0}^R \frac{(1-\tau)w_t}{(1+r)^t}$$

この式の両辺を $(1-\tau)$ で割り、 $1/(1-\tau) = 1+\theta$ とおけば

$$\sum_{t=0}^D \frac{(1+\theta)c_t}{(1+r)^t} = \sum_{t=0}^R \frac{w_t}{(1+r)^t}$$

となる。これは税率 θ の消費課税が行われた場合の予算制約に等しい。つま

- 7) 賦課方式のもとでの給付が過去の拠出に比例していたとしても、利子率が経済成長率よりも高い世界では（積立方式の年金収益率が賦課方式の年金収益率よりも高いことと等しい）、保険料の一部は租税としての性格を有する。今、 r, g を利子率、経済成長率とし、保険料を τ 、給付を b とすると、賦課方式のもとでは $b = (1+g)\tau$ が成立する。 $r > g$ なら $b/(1+r) < \tau$ が成立する。この場合、保険料負担と給付のギャップ、 $\tau - b/(1+r) = \tau(r-g)/(1+r)$ は租税と等しい性格を持つ。

なお、積立方式の年金制度でも、過去の拠出と給付が対応しなければ（例えば、所得比例で保険料を徴収し、それを世代全体でプールして積立て、給付は各人に定額で給付するなど）、積立方式のもとでも年金保険料は租税としての性格を持つ。

り、賃金税から消費税への変更は、税率を適切に選べば、家計の予算制約を変更するものではない。これは、家計の消費経路、労働供給の経路に影響を与えないことを意味する⁸⁾。

賃金税から消費税へのスイッチが資本蓄積に貢献し、資源配分の効率性を改善する効果があるという議論もあるが、これは、賃金税から消費税へのスイッチの際に税収中立の制約が加えられていることに原因がある。税収中立的な消費税への移行策では、高齢者の負担増と現役労働者（および将来世代）の負担減という世代間移転を引き起こす。これが一定期間、消費を抑制させて、資本蓄積にプラスの効果を及ぼすのである。世代間移転を引き起こさない政策を用いれば⁹⁾、賃金税と消費税の等価性は依然として成り立つ。

消費税導入に根拠はあるか

年金制度を支える財源に消費税を使うべきだという議論は、雇用に与える悪影響についての懸念（これは理論的には誤りである）の他に、消費税の導入が高齢者にも応分の負担を求めてもらうことにつながるからというものがある

-
- 8) 家計の消費・労働供給の経路の決定は、実質賃金（消費財の価格を1としたときの相対賃金）と利子率に依存する。賃金税の場合に家計が直面する実質賃金は $(1-\tau)w$ であるが、消費税へのスイッチした場合には、 $w/(1+\theta)$ になり、 θ を適切に選べば、実質賃金に変化はない。したがって、家計の選択する、消費・労働供給の経路は変化しない。

以上の議論の暗黙の前提は、税引き前賃金が一定である（企業による労働需要が水平である）ことである。右下りの労働需要曲線を考慮しても、賃金税から消費税へのスイッチは雇用に影響をもたらさない。賃金税が雇用へ影響を与えるのは、賃金税が企業の支払う賃金 w と労働者の受けとる賃金 $w(1-\tau)$ の間にくさび (wedge) が埋め込まれるからである。消費税の場合も、企業の支払う実質賃金 w と労働者の受け取る実質賃金 $w/(1+\theta)$ を乖離させることには変わりがない。したがって、賃金税と消費税は等価である。

- 9) このためには、移行期の高齢者の生涯の税負担を増やさないように消費税の増税分と等しい減税を移行期の高齢者だけに行う必要がある。また、この場合、若年者からの税収だけでは一時点における税収が不足するので（若年者の生涯の税負担は一定でも）、不足分を国債発行で賄う必要がある。

る。この議論については、次の点に留意すべきであろう。

- 一時点での負担だけでなく、各世代の生涯の負担がどう変化するかに注意する必要がある。
- 消費税の増税時の高齢者は確かに負担増になるが、それ以降の世代については必ずしもそうではない（例えば、消費税の増税と賃金税の減税が行われれば、若年期には減税になるが、高齢期には増税になる）。
- 高齢者への負担を求める方法は、年金給付の削減、年金課税の強化、遺産税の強化など他にも存在する
- なぜ、その時点の高齢者に負担を求めるのか、そしてその大きさはどの程度であるべきなのか合理的な説明が必要である。
- 年金制度を維持していくために、各世代は応分の負担をしなければならないとして、どの世代にどの程度の負担を求めるのが適切かという議論がまず最初になくしてはならない。
- 現行の消費税の簡易課税方式をそのままにしておいて、税率の引上げを行うと、「益税」問題がさらに深刻になる。

さて、現行の年金制度は、給付と負担の世代間不公平の問題を抱える。しかし、それがどういう理由で生じているかは重要な問題である。特に、1.の制度発足時の高齢者のたなぼた利益の問題と、2.の人口構成の変化に伴って発生する世代間不公平の問題は区別しなければならない。それによって、世代間格差の是正方法が異なるからである。1.の問題は、たなぼた利益を得た世代から少しでも取り返せばよい。しかし、時間の経過とともに彼らは死亡していくから、彼らに応分の負担を求められなければ、後の世代で負担するしかない（賦課方式の年金制度のもとで負担に見合わない給付しか受け取れないのは、基本的にはこのためである）。一方、2.の問題は、人口構成の変化によってある特定の世代だけが重い負担を押し付けられる可能性があるなら、一時的に国債を発行し、それを他の全ての世代の負担に分散させることで解決可能である。

2.2.3. 積立方式の問題点

積立方式の年金制度にも問題が無いわけではない。代表的な問題に、次の4つが考えられる。

1. 積立金の運用リスク
2. 政治的介入のリスク
3. 間接費の問題
4. インフレ・リスク

まず、積立方式の場合、巨額の積立金が運用されることになるが、これが収益率の変動リスクにさらされることになる。

第2に、公的年金の積立金が公的に管理される場合、その資金の運用先について政治的に歪められるリスクが存在する¹⁰⁾。例えば、投資先の収益性が低くても、公共的な部門に投資すべきだという意見に押される可能性があるかもしれない(この意見自体は間違いではない。私的な収益率が低くても、十分な外部性が存在すれば社会的収益率は高いのである。問題は公共性をはかる客観的な基準が存在しない場合におこる)。政治介入によって、政治家の利益に沿ったり特殊利益団体の利益に沿った非効率な分野への投資が行われる可能性があるかもしれない。

第3に、積立方式を維持・運営していくための間接費用がかなり高く、これが積立方式のもとで実現するはずの高い収益率を食いつぶしてしまうという問題を指摘する意見もある。チリでは、積立方式の年金制度が導入されたが、そこではこの間接費用の高さが問題になっている。

第4に、積立方式の年金制度はインフレにうまく対処できないのではないかという懸念が多くの人にある。この懸念は、第1次石油ショックの狂乱イ

10) そもそも、積立金の運用を政府部門が行う場合には、政府に資金運用の能力があるのかどうかという問題もある。

インフレの頃、預貯金の実質金利が大幅なマイナスになった経験から、多くの人に共有されている懸念である。しかし、通常の場合、名目金利とインフレ率は連動しており、実質金利はかなり安定的であることが知られている。この関係は、Fischer 方程式として知られている。この関係が成り立てば、積立方式だからといってインフレに弱いということは無い。

さて、今述べた問題点のうち、第3の点については、実際の制度運営上の問題でもあり、また、限られた事例からだけでは、何とも言うことはできない。しかし、第1の点については、投資先の分散化などでリスクを抑えることを目指すべきだろう（運用収益に対する課税や、課税と公債を用いて給付水準を平準化できるから、運用リスクを問題にすべきではないという議論も成り立つかもしれない）。第2の問題について、積立金の運用を民間に委託させるべきであろう。もっとも、複数の資金運用者が存在し、運用の委託先の変更が随時可能である場合には、間接費用増加の問題が発生する。しかし、運用の委託先が長期間固定されていると、今度は運用者にモラルハザードの問題が生じるかもしれない。こうしたトレードオフを考慮して、最適な方策を用いるべきだということになる。

2.2.4. 積立方式か賦課方式か

公的年金制度の存在理由

積立方式か賦課方式かという議論は、単にそのメリット・デメリットを比較検討して決着させるべき問題ではない。第1に、公的年金制度がなぜ必要かという議論にさかのぼる必要がある。第2に、マクロ経済学的にみると、賦課方式の公的年金制度は、年金制度発足時の高齢者への所得移転政策（この費用は国債発行によって賄われる）に積立方式の年金制度を組み合わせた政策に等しい（麻生（2002）参照）。当初の高齢者への所得移転は国債発行によって賄われるが、国債残高を発散させないため、各世代は税負担を求められる。そして、「当初の高齢者への移転額＝各世代の税負担の合計」という等式が成り立つ。実は、賦課方式の年金制度の収益率が低いのは、この「税負担」の存在に理由がある。こうした見方に立つと、賦課方式か積立方式かと

いう議論は、視点そのものが誤りであり、重要なのは、その国債残高（年金純債務に相当する）の経路がどうあるのが望ましいのかという議論だということになる。なお、本論文の議論は、基本的にはこの立場に立脚する。

議論を元に戻そう。一般に、公的年金制度がなぜ必要かについては次のような論拠があげられる。

1. パターナリズム（強制貯蓄）
2. 逆選択
3. 世代間所得再分配

第1の議論は、個々人に老後の資産形成を任せておくと近視眼的な行動のため十分な資産蓄積が行われないから、政府がパターナリスティックな観点から介入して強制貯蓄させるべきだという議論である。そして、強制貯蓄の手段として公的年金が存在する。

第2の議論は、年金保険の市場の失敗に着目するものである。年金保険は寿命の不確実性に備える保険であるが、この寿命の不確実性について年金加入者と保険会社の間に情報の非対称性が存在すると、逆選択が働いて（長生きしそうな人だけが保険に残ってしまい）、最悪の場合には、年金保険市場そのものが成立しなくなってしまうというのである。この場合には、公的年金に全ての人を強制加入させることが事態の改善につながるのである。

第3の議論は、世代間で所得を再分配するために、(賦課方式の) 公的年金制度が必要であるという議論である。たまたま生まれた時代によって生活水準が異なるのは不合理だから、世代間の再分配が必要だという議論にも一理ある。ただし、賦課方式の年金制度で本当にこのような再分配ができるかどうかについては留意が必要である。ある1時点で見ると、賦課方式の年金制度はその時点の労働者から高齢者への所得移転のように見える。しかし、高齢者を支えていた労働者もいずれは高齢者になって、(将来の) 労働者に支えてもらうことになる。生涯を通じてみれば、現役時代の保険料負担から引退後の年金給付を引いたものが差し引きの負担である。こうした観点から賦

課方式の年金制度による所得移転をみると、実は、賦課方式の年金制度の引き起こす移転は、基本的には、制度発足時の高齢者に対する移転をその後の世代で負担するというものなのである。一般論で言えば、制度発足時の高齢者が他の世代に比べて恵まれない世代であれば、このような移転は公平であると言えるだろう。しかし、現実の移転が本当にこうした観点から正当化できるかどうかは疑わしい。また、そのような根拠から正当化しようとした論文を筆者は知らない。多くの研究では、ある1時点の移転だけを捉えて世代間の所得再分配と誤解している。

さて、公的年金の根拠の第1、第2の議論から導かれるのは、積立方式の年金制度である。また、世代間所得移転が望ましくても、賦課方式の年金制度を通じた所得移転が引き起こす移転は、基本的には、制度発足時の高齢者への移転であるから、世代間の再分配の議論から、賦課方式を支持することは難しいであろう。

以上が代表的な議論だが、厚生労働省は、公的年金制度を世代間扶養の仕組みとして捉えている（例えば、厚生労働省年金局『公的年金制度に関する考え方（第2版）』平成13年9月）。これは、世代間扶養であるべきだから労働者の支払う保険料でその時点の高齢者を支えるべきである、という議論でトートロジーに過ぎない。

賦課方式＝積立方式＋年金債務

積立方式か賦課方式かという議論では、通常、そのメリット・デメリットを比較した上で、どちらの方式が優れているかという議論が展開される。積立方式のもとでは、国民の年金資産が市場収益率のリスクにさらされるというのは、積立方式を批判する際の論拠の一つである。しかし、麻生（2002）が示したように、賦課方式の年金制度は、積立方式の年金制度に所得移転政策（賦課方式の年金制度導入時の高齢者に所得移転を行い、その財源を国債発行によって調達し、後は、その国債残高を労働者1人当たりでみて一定に保つように各時点で増税を行う）を組み合わせたものに等しい。積立方式と賦課方式の違いは、(1)その国債残高だけ政府資産が異なることであり、そのため、

(2)一国全体としての資本ストックの水準が異なり、(3)賦課方式のもとではその国債残高を労働者1人当たりでみて一定に保つように最低限の税負担が求められること、の3点である。特に(1)の点を考えると、積立方式では資産市場のリスクにさらされるが、賦課方式ではそうではないという議論も奇妙になる。

同様に、賦課方式の年金の収益率は、人口成長率や経済成長率の変動リスクにさらされるが、積立方式の年金制度はそのようなリスクから自由であるというのも奇妙な論理である。麻生(2004)は、賦課方式の年金制度が人口成長率や経済成長率の変動リスクにさらされていると考えられるのは、賦課方式固有の性質ではなく、賦課方式のもとで暗黙のうちに想定されている年金債務の税負担ルールの結果であるという議論を展開した。人口成長率や経済成長率に変動があったとしても、一時的に国債を発行したり(積立金を取り崩したり)、積立金を積みますことで、年金収益率が平準化されることを示したのである。実は、積立方式の積立金の運用リスクがあっても、租税と国債を用いることで、年金収益率を平準化できる(つまり、租税と国債を用いて世代間の再分配を行うのである)。こう考えていくと、積立方式と賦課方式のどちらが優れているかという問題設定は誤りであり、本当に重要な問題は、年金純債務を償還すべきかすべきでないか¹¹⁾、あるいは最適な年金純債務の経路はどのようなものなのかということになる。

2.3. 年金財政の現状

2.3.1. 年金財の指標

この節では、各制度の財政状況の現状をまとめておく。表5に厚生・共済の各制度について、近年の年金財政指標がまとめられている。また、表6は国民年金についてのものである。表を見る前に、最初に各指標の説明をしておこう。以下の通りである。

11) 有限期間内に完全に償還することが、積立方式への移行に等しいことを麻生(2002)は示した。

表5 公的年金各制度の財政指標

| 年度末 | | 被保険者数 | 受給権者数A | 受給権者数B (千人) | 年金扶養比率 | 総合費 用率 (%) | 独自給付 費用率 (%) | 収支比率 (%) | 積立比率 |
|------|----------|--------|--------|----------------|--------|------------------|--------------------|-------------|------|
| 1995 | 厚生年金 | 32,808 | 11,195 | 6,592 | 4.98 | 13.7 | 9.9 | 69.0 | 6.3 |
| | 国共済連合会 | 1,125 | 590 | 565 | 1.99 | 18.7 | 15.2 | 75.1 | 7.4 |
| | 鉄道共済 | 196 | 301 | 300 | 0.65 | 31.5 | 27.7 | 91.6 | 1.2 |
| | N T T 共済 | 246 | 136 | 134 | 1.83 | 19.7 | 16.4 | 81.4 | 7.4 |
| | たばこ共済 | 25 | 25 | 25 | 0.99 | 27.9 | 24.4 | 99.8 | 2.4 |
| | 地共済連合会 | 3,339 | 1,355 | 1,266 | 2.64 | 13.2 | 10.3 | 57.1 | 12.2 |
| | 私学共済 | 400 | 142 | 49 | 8.15 | 10.8 | 7.5 | 55.3 | 12.9 |
| 農林共済 | 509 | 208 | 133 | 3.83 | 19.3 | 15.0 | 81.0 | 5.5 | |
| 1996 | 厚生年金 | 32,999 | 11,853 | 6,933 | 4.76 | 14.6 | 10.6 | 72.4 | 6.2 |
| | 国共済連合会 | 1,124 | 598 | 570 | 1.97 | 19.2 | 15.6 | 76.0 | 7.4 |
| | 鉄道共済 | 193 | 294 | 293 | 0.66 | 31.6 | 27.5 | 86.4 | 1.3 |
| | N T T 共済 | 246 | 137 | 135 | 1.82 | 19.4 | 16.1 | 69.2 | 7.5 |
| | たばこ共済 | 24 | 25 | 25 | 0.97 | 28.1 | 24.5 | 99.8 | 2.4 |
| | 地共済連合会 | 3,336 | 1,382 | 1,290 | 2.59 | 13.1 | 10.1 | 57.3 | 12.8 |
| | 私学共済 | 401 | 151 | 54 | 7.47 | 11.2 | 7.8 | 58.4 | 13.0 |
| 農林年金 | 501 | 217 | 136 | 3.68 | 20.5 | 16.0 | 87.1 | 5.4 | |
| 1997 | 厚生年金 | 33,468 | 13,121 | 7,822 | 4.28 | 15.1 | 11.1 | 73.8 | 6.1 |
| | 国共済連合会 | 1,122 | 606 | 576 | 1.95 | 19.1 | 15.5 | 75.7 | 7.6 |
| | 地共済連合会 | 3,326 | 1,417 | 1,322 | 2.52 | 13.5 | 10.4 | 57.8 | 13.0 |
| | 私学共済 | 401 | 158 | 57 | 7.06 | 11.8 | 8.4 | 60.6 | 12.7 |
| | 農林年金 | 490 | 226 | 140 | 3.49 | 21.7 | 17.3 | 88.9 | 5.2 |
| 1998 | 厚生年金 | 32,957 | 13,842 | 8,217 | 4.01 | 16.3 | 12.0 | 80.5 | 6.0 |
| | 国共済連合会 | 1,111 | 611 | 579 | 1.92 | 19.5 | 15.5 | 80.8 | 7.7 |
| | 地共済連合会 | 3,306 | 1,447 | 1,349 | 2.45 | 14.5 | 11.3 | 63.4 | 12.6 |
| | 私学共済 | 403 | 165 | 60 | 6.7 | 12.5 | 8.9 | 64.4 | 12.4 |
| | 農林年金 | 482 | 235 | 144 | 3.35 | 23.0 | 18.4 | 95.5 | 5.1 |
| 1999 | 厚生年金 | 32,481 | 14,555 | 8,580 | 3.79 | 17.0 | 12.2 | 84.9 | 6.2 |
| | 国共済連合会 | 1,106 | 615 | 580 | 1.91 | 20.3 | 16.2 | 85.1 | 7.6 |
| | 地共済連合会 | 3,288 | 1,473 | 1,372 | 2.4 | 15.4 | 11.9 | 64.6 | 12.4 |
| | 私学共済 | 404 | 173 | 64 | 6.36 | 13.1 | 9.3 | 67.3 | 12.3 |
| | 農林年金 | 475 | 243 | 147 | 3.24 | 23.5 | 18.6 | 98.2 | 5.1 |
| 2000 | 厚生年金 | 32,192 | 15,366 | 9,014 | 3.57 | 17.9 | 13.0 | 91.0 | 6.1 |
| | 国共済連合会 | 1,119 | 631 | 592 | 1.89 | 20.9 | 16.6 | 89.3 | 7.3 |
| | 地共済連合会 | 3,239 | 1,499 | 1,394 | 2.32 | 16.1 | 12.5 | 72.8 | 12.4 |
| | 私学共済 | 406 | 182 | 68 | 5.98 | 13.8 | 9.7 | 74.3 | 11.9 |
| | 農林年金 | 467 | 256 | 151 | 3.09 | 24.1 | 19.0 | 100.3 | 5.0 |

資料) 厚生労働省年金局 年金財政ホームページ「公的年金各制度の現状」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/04/04-01-03.html>

注) 受給権者数Aは老齢・退年相当受給権者のほかに、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。受給権者数Bには通算老齢(通算退職)年金相当受給権者が含まれない。

表 6 国民年金（基礎年金）の財政状況

| | 被保険者 数 | 老齢年金 受給権者 数(万人) | 年金扶養 比率 | 老齢基礎年 金平均年金 月額(万円) | 積立金 (兆円) | 積立度合 |
|------|-----------|-----------------------|------------|--------------------------|-------------|------|
| 1996 | 6,995 | 1,687 | 4.15 | 5.8 | 7.0 | 2.3 |
| 1997 | 7,020 | 1,757 | 4.00 | 5.8 | 7.8 | 2.5 |
| 1998 | 7,034 | 1,830 | 3.83 | 5.8 | 8.5 | 2.6 |
| 1999 | 7,050 | 1,909 | 3.69 | 5.9 | 9.0 | 2.8 |
| 2000 | 7,062 | 1,977 | 3.57 | 5.9 | 9.5 | 2.9 |
| 2001 | 7,049 | 2,057 | 3.43 | 5.9 | 9.8 | 3.0 |
| 2002 | 7,017 | 2,131 | 3.29 | 5.9 | 9.7 | 2.9 |

資料) 厚生労働省年金局 年金財政ホームページ「公的年金各制度の現状」
被保険者数は第1号、第2号、第3号被保険者数の合計

年金扶養比率

被保険者数を年金受給権者数（老齢・退職年金）で割ったもので、1人の受給者を何人の被保険者で支えているかを表す。次の式で与えられる。

$$\text{年金扶養比率} = \text{被保険者数} / \text{年金受給権者数}$$

総合費用比率

被用者年金制度で、ある年度の実質的な支出のうち保険料拠出で賄われる部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどのくらいの比率になっているかを表す指標である。ここで、実質的な支出とは次の式で定義される。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} \\ & + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

総合費用比率は、この実質的な支出から国庫負担を引いた分を、被保険者・組合員の標準報酬総額で割ることにより求められる。すなわち、

$$\text{総合費用比率} = (\text{実質的な支出} - \text{国庫負担}) / \text{被保険者の標準報酬総額}$$

である。これは、積立金の運用収入が無い状況で、各制度が完全な賦課方式で財政運営を行った場合の保険料率を表す。

独自給付費用率

まず、独自給付とは実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものである。そして、独自給付比率は、制度横断的な基礎年金に対する負担を外したときに、各制度が完全な賦課方式で運営される場合の保険料を表す。

収支比率

ある年度の実質的な支出のうち保険料拠出で賄われる部分を、保険料収入と運用収入の合計で割った値で、次の式で表される。

$$\text{収支比率} = (\text{実質的な支出} - \text{国庫負担}) / (\text{保険料収入} + \text{運用収入})$$

この比率が1以下なら、積立金は増加する（国庫負担を考えない）。

積立比率

ある年度の実質的な支出のうち保険料収入で賄われる部分（すなわち、実質的な支出から国庫負担を引いたもの）の何年分相当の積立金が存在するかを表す概念。次の式で与えられる。

$$\text{積立比率} = \text{積立金} / (\text{実質的な支出} - \text{国庫負担})$$

こうした指標は、公的年金のそれぞれの制度からみた財政指標ではあっても、経済全体の立場からみる場合には問題がある場合がある。例えば、積立比率では、給付の何倍の積立金があるかではなく、給付費から国庫負担分が除かれている。また、各制度の実施的な支出には基礎年金拠出金が含まれていて、各制度に対応した給付費が使用されているというわけではない。このような問題があるのは事実だが、ここではこれらの指標をそのまま用いることにしよう。

2.3.2. 扶養比率、総合費用比率、積立比率

さて、年金扶養比率の数字については、すでに見たとおり、制度間でかなりばらつきがあった。扶養比率の違いを反映して、総合費用比率にもまた制度間格差が存在する。表5を見てみよう。鉄道共済(JR)の総合費用比率は、厚生年金に統合される直前の1995年、1996年に30%を越えていた。日本たばこ(JT)の総合費用比率も同じ時期に30%に近い数字であった。さらに、農林共済は2002年に厚生年金に統合されたが、2000年の総合費用比率は24%であった。

2000年の総合費用比率は、厚生年金が18%程度だが、国共済は20%を超えている。一方、年金扶養比率の低い私学共済の総合費用比率は13.8%と低かった。

同じ表5から、積立比率については、厚生年金の場合、年あたり給付の6倍程度の積立金が存在することがわかる。年金扶養比率の高い国共済は7.3、地共済は12.4である(こちらの指標では、厚生年金に比べれば健全のようにみえるが、積立比率がこの程度の数字では積立方式から程遠いことには違いない)。また、私学共済は12程度の積立比率を持っていることもわかる。

なお、厚生年金に統合された、JR、JT、NTT、農林共済のうち、JRとJTは統合直前の積立比率は1.3、2.4でしかなく、きわめて危機的な状態にあったことがわかる。

国民年金については、1号被保険者に対応した数字を取り出すことができない。表6は、基礎年金の全ての被保険者と受給者を含んだ数値である。そ

れによれば、年金扶養比率は3.29、積立比率は2.9であった。

2.3.3. 国民年金の未納者の急増

国民年金（第1号被保険者）については、近年、未納者の急増が問題になっている。図2は、国民年金の納付率（本来支払うべき保険料月数に対する実際に支払われた保険料月数の比率：未納者の比率ではない）の推移を示したものである。これをみると、95年以降、納付率は急激に低下しており、最近では7割を切っていることがわかる。また、年齢階級別に納付率をみると、若い年齢層ほど納付率が低いことがわかる。図3からわかるように、20台の納付率は5割で、30台でも6割を割るという状況である。

なお、国民年金の場合、免除者が存在する。2002年における免除率（第1号被保険者に対する免除者の割合）はおよそ13%にも達している。先ほどの納付率に、この免除率はカウントされていないことに注意が必要である。

未納者や免除者の増加は、基礎年金制度を通じて、制度全体に負担が転嫁される。1986年の基礎年金制度導入後、各制度は被保険者数に応じて基礎年金拠出金を負担することになっているからである。ただし、国民年金の場合、被保険者数ではなく、被保険者数から未納者・免除者が除かれた人数で按分される。この仕組みのため、国民年金の未納者の急増は、国民年金制度だけにとどまらず、被用者年金制度にも影響が及ぶのである。この影響については、次の節で詳しく議論しよう。

2.4. 基礎年金制度

2.4.1. 基礎年金制度での資金の流れ

既に述べたように、1986年から基礎年金制度が導入され、すべての公的年金制度はこの共通の基礎年金制度の上に立脚することになった。基礎年金制度のもとで、年金給付は基礎年金部分と各制度の独自給付が付け加わる。基礎年金については、各制度からある按分比率で決定された基礎年金拠出金が「基礎年金勘定」に拠出される¹²⁾。基礎年金は、この拠出金に国庫負担を加えて受給者に支払われる。

図 2 国民年金納付率

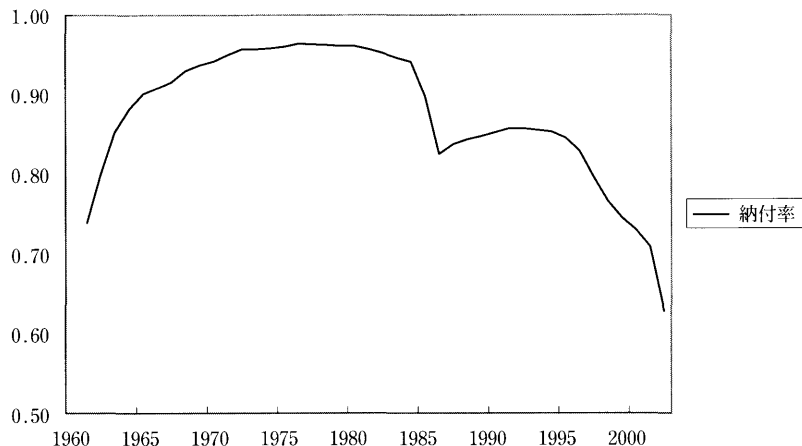
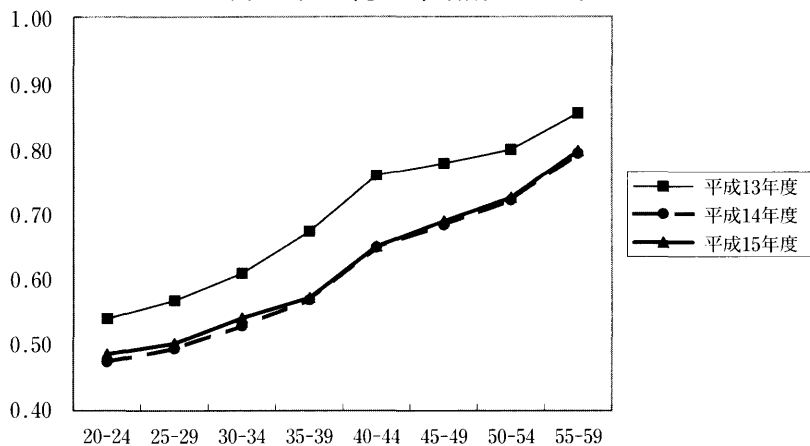


図 3 国民年金の年齢階級別納付率



12) 正確には、被用者年金制度から拠出金が「基礎年金拠出金」である。国民年金の場合、第1号被保険者の負担する分については、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れられる。しかし、この繰入金は、被用者年金の基礎年金拠出金と同じ性格を持つと考えられる。したがって、以下では、この繰入金も拠出金という用語を用いて表すことにする。

基礎年金拠出金の算定方法は以下の通りである。今、ある年度の基礎年金給付費を B 、特別国庫負担額¹³⁾を S とする。そして、各年金制度をインデックス i で表すことにする。ただし、 $i=1$ は国民年金、2以降は被用者年金の各制度（厚生年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校共済組合）を表すものとする。各制度の拠出金算定対象者数 N_i は次のように決まっている。

- N_1 ：第1号被保険者数－未納者・免除者
- $N_i (i=2,3,..)$ ：20歳以上60歳未満の第2号被保険者数と第3号被保険者数（配偶者が制度 i の被保険者で、その被扶養者にあたる者）の合計

そして、制度 i が負担する基礎年金拠出金を T_i で表すと、 T_i は次の式で与えられる。

$$T_i = \frac{N_i}{\sum_j N_j} (B - S) \equiv t N_i \quad (1)$$

ここで、 $t \equiv (B - S) / \sum_j N_j$ で、拠出金算定対象者1人当たりの拠出金を表す。なお、拠出金算定対象者が上のように定められているのは、国民年金制度（第1号のみ）が個人を単位に制度設計されているのに対し、被用者年金制度が世帯を単位に設計されているので、それを勘案したためである。このような負担配分は、それなりに合理性があるが、次の点に注意が必要である。

1. 国民年金については、拠出金算定対象者数から免除者・未納者が除か

13) 特別国庫負担には次のようなものがある。

- 保険料全額免除期間に係る給付費
- 保険料半額免除期間に係る給付費の一部
- 20歳前障害に係る生涯基礎年金給付費の40%
- 昭和60年前法国民年金の老齢年金の経過的加算部分給付の4分の1
- 昭和60年前法国民年金の5年年金給付費の8分の1

れている。特に、近年、国民年金の未納者の増加が問題になっているが、これは厚生・共済の被保険者にも負担増をもたらす（国民全体で負担を分かち合うと言った方が適切かもしれない）。

2. 制度間で扶養比率（被保険者／受給者）に差がある場合、成熟化が進んだ年金制度をそうでない年金制度が暗黙のうちに支えることになる。

2.4.2 国民年金の未納が基礎年金拠出金に与える影響

今述べた、第1の点に若干の補足をしておこう。まず、国民年金の未納者・免除者の増加が各制度の拠出金に与える影響であるが、ある時点の $B-S$ （基礎年金給付マイナス特別国庫負担）には影響が及ばないことに注意して、まず、 N_1 の変化が1人当たり負担 t にどのような影響を与えるかを計算してみよう。

N_1 の変化が小さい場合、1人当たり負担 t の変化は次の式で与えられる。

$$\frac{dt}{t} = - \frac{N_1}{\sum_j N_j} \frac{dN_1}{N_1} \quad (2)$$

なお、2002年度の数字では、第1号被保険者数が基礎年金全体の被保険者数に占める割合はおよそ30%である。したがって、 N_1 の10%の減少は t をおよそ3%増加させることがわかる。

さて、国民年金の納付率は2002年、2003年度で6割台の数字になっている（この数字には未加入者が含まれていない）。また、年齢別では20代の納付率は5割を切っている状況である。先ほどの公式を用いれば（本当は N_1 の変化が微小な場合に当てはまるが）、例えば、 N_1 の50%の減少は1人当たり負担を15%増加させることがこの式からわかる。

次に、各制度の拠出金総額の全体に占める割合がどう変化するかをみてみよう。各制度の拠出金のシェアは、基礎年金拠出金の合計を T ($B-S$ に等しい) として、 T_i/T で与えられる。そして、 $T_i = tN_i$ であるから、 T に対する T_i の変化の大きさは次の式で与えられる。

$$\frac{dT_i}{T} = \frac{dT_i}{T_i} \frac{T_i}{T} = \left(\frac{dt}{t} + \frac{dN_i}{N_i} \right) \frac{T_i}{T} \quad (3)$$

ところで、第1号被保険者に未納者が存在しなければ、2002年時点での T_1/T はおよそ30%である。そして残りの70%が被用者年金制度のシェアである。未納率が10%なら、1人当たり負担 t はおよそ3%増加し、その結果、被用者年金制度全体での拠出金のシェアは2.1%増加する。国民年金の未納率が50%なら、 t は15%増加し、被用者年金全体での拠出金のシェアは10.5%増加することがわかる。

一方、国民年金については、 dN_1/N_1 の項がある。10%の未納率は t を3%増加させるが N_1 を10%減少させ、結局、 $dt/t + dN_1/N_1$ は7%減少するので、拠出金のシェアは2.1%減少する。50%の未納率は t を15%増加させるが N_1 を50%減少させ、結局、 $dt/t + dN_1/N_1$ を35%減少させる。したがって、国民年金からの拠出金のシェアは10.5%減少する。

以上が未納者の増加が与える短期的な影響である。ところが、長期的には、未納者の増加は年金財政に影響を及ぼさないという意見がある（例えば堀(2005)）。もし、未納者が未納の状態を続ければ、彼らは受給権を失うので、長期的には受給者数が減少して、基礎年金給付も減少するからである。この議論は正しい面もあるが、問題もある。第1に、将来、受給権の無い高齢者が大幅に増加した場合に、そのような高齢者を放置しておけるか（政府が当初のコミットメントを守れるか）という問題である。第2に（こちらの方が重要であるが）、長期的に影響がなくなるまでには長い時間がかかり、その間の被保険者は重い負担を負うことには変わりがない。この点を少し詳しく説明しておこう。

まず、次のような状況を考えよう。ある時点である世代の納付率が低下し、その後の世代の納付率も同様の水準にとどまるとしよう（つまり、納付率が恒久的に低下したのである）。これは、ちょうどある世代の人口が下方にジャンプし、しかし、人口成長率は一定にとどまるような状況にちょうど対応する。納付率の恒久的な低下が生じると、その時点での年金債務は所与だから、

これはその年金債務を負担する人数を減らすことを通じて、1人当たり負担を増加させる。この時、もし年金制度が賦課方式で運営されていて、しかも給付の所得代替率が固定されているとすれば、ある一定期間中、被保険者1人当たり負担は増加する。しかし、十分に時間が経過して、この経済から納付率の低下が起こる以前の世代が退出すれば、保険料率はもとの水準にもどるのである。しかし、それまでの期間、1人当たり保険料は増加する。

これは、麻生(2002)の示したように、賦課方式の年金制度が制度発足時の高齢者に移転を行い、そのための財源を全ての世代で負担するという性格を持つことを考えると明らかである。年金制度を通じた所得移転は、基本的にはゼロサム的な性質を持っており、当初の高齢者への移転に対する負担を負う人数が減少すれば、1人当たり負担は増加するのである(以上の議論は、人口成長率の低下が1人当たり資本を増加させ、賃金の増加と利率の低下をもたらすという効果を無視している)。長期的に影響がなくなるためには、経過期間中(かなり長い)の被保険者1人当たりの負担の増加があってはじめて可能なのである。

3. 平成16年改正と財政見直し

3.1 年金制度改正の概要

この節では、平成16年年金制度改正の内容をまとめ、将来の財政見通しがどうなるのかを見ておこう。この改正に先立ってまとめられた『年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要』(厚生労働省、平成14年12月)では、平成16年改正の基本的な目的は、(1)年金制度に対する不信感の解消、(2)少子化の進行等の社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、恒久的に安定した制度を確立すること、(3)現役世代の保険料負担が過重にならないよう配慮することに重きをおきつつ、給付水準と保険料負担をバランスのとれたものにする、(4)現役世代が将来の給付を実感できるわかりやすい制度にすること、(5)少子高齢化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に適確に対応できること、であるとされた。

年金財政の現状と問題点（1）

基本的には、これらの目標のうちの(3)が重要である。『年金改革の骨格に関する方向性と論点の概要』では、現在の給付水準¹⁴⁾を維持しようとするれば、厚生年金保険料率は現行の13.58%（総報酬ベース）から26.29%まで、国民年金保険料は1万3300円から2万9300円まで引き上げる必要があるとされた（国庫負担が3分の1のままのケース）。厚生年金、国民年金とも、保険料負担は倍増するのである。したがって、これに対する常識的な対応は、給付をなるべく抑制して負担の上昇を抑えるというものである。それによってのみ、年金制度の長期的安定性が確保され、最終的には国民の信頼にもつながるはずである。

さて、平成16年改正の主な内容を列挙すると次のとおりになる。

1. 保険料水準固定方式の導入
2. マクロ経済スライドの導入
3. 有限均衡方式の導入
4. 給付水準の下限の設定
5. 基礎年金国庫負担分の2分の1への引上げ
6. 在職高齢年金制度の見直し
7. 厚生年金の標準報酬分割制度の導入（離婚時等の年金分割）
8. 育児支援策
9. 遺族年金制度の見直し
10. 短時間労働者への厚生年金の適用拡大
11. 国民年金の徴収対策

これらのうち、大きな改正は最初の3つである。4.給付水準の下限の設定は、厚生年金の標準的な年金額が現役世代の可処分所得の50%を下回らないようにするというものだが、保険料固定方式をとる限り、人口成長率や経済

14) 厚生年金の場合、「標準的な年金額」（夫が40年間平均的な賃金で働き、妻が全期間専業主婦であった場合）が現役世代の平均賃金の59%に相当する

成長率によって実現可能な給付水準はこれを下回る可能性はある。つまり、保険料固定と給付水準の下限の設定は本来矛盾するはずである。その意味で、年金給付抑制策に対する国民の不安感に対処するという政治的な性格を帯びたものでしかない。

なお、11.の国民年金の徴収対策としては、被保険者の負担能力を考慮して多段階免除制度や若年者に対する納付猶予制度が設けられた他、ポイント制（保険料納付実績や年金額の見込みについて被保険者に定期的に通知する仕組み）の導入、強制徴収の実施等のための法的整備が織り込まれている。

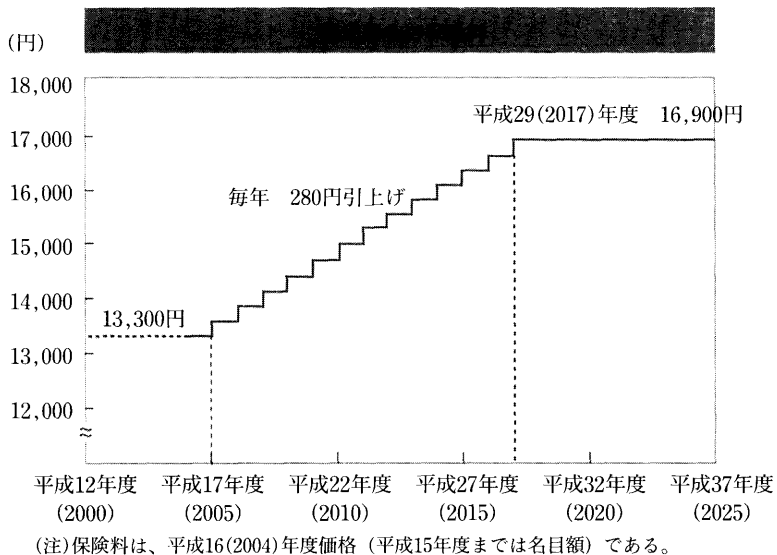
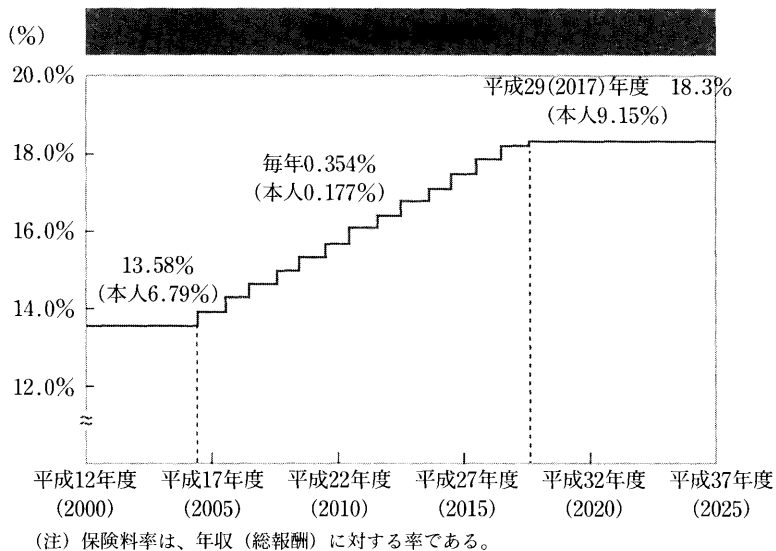
3.2. 保険料固定方式とマクロ経済スライドの導入

まず、保険料固定方式の導入であるが、将来の年金保険料については2017年（平成29年）まで段階的に引き上げていくが、その後はその水準で固定するというのがその内容である。図4は厚生年金と国民年金の保険料の引上げのスケジュールである。最終保険料は、厚生年金の場合は18.3%、国民年金の場合は16900円（2004年価格）であるとされた。年金制度改正が無かった場合の厚生年金の最終保険料率は25.9%（2038年）、国民年金保険料は29500円（2031年、ただし2004年度価格）とされているので、その水準に比べると、厚生年金の最終保険料は70%、国民年金保険料については57%の水準に抑制するものである（ただし、基礎年金給付にかかる国庫負担は現在の3分の1から2分の1に引き上げられるとしているので、年金保険料+租税負担の合計では、これほど負担は抑制されない）。

保険料の上昇を抑制するためには、給付を削減するか積立金を取り崩すしかない。給付の削減のために今回新たに導入されたのが、「マクロ経済スライド」とよばれる年金改訂の方法である。

これまで、年金給付水準は、新規裁定の場合、賃金スライドで（正確には可処分所得スライド：租税・社会保険料負担を控除した可処分所得の伸び率で改定されていた）で、既裁定の年金については物価スライドが適用されてきた。2004年改正では、この方式を一定期間凍結し（この凍結期間を「特例期間」とよぶ）、「特例期間中」の年金改定は「マクロ経済スライド」と呼ぶ方式に改

図4 将来の保険料



資料：厚生労働省年金財政ホームページより

められた。これは、従来の方式から、スライド調整率と呼ばれる人口要因分だけ改定率を引き下げることで、給付総額を保険料収入の伸びに合わせようという方式である。新しい制度での年金改定率は次のようになった。新規裁定年金および既裁定年金の改定率をそれぞれ ρ と ρ' とすると、

$$\rho = g - s$$

$$\rho' = \pi - s$$

で与えられる。ただし、 g は 1 人当たり賃金上昇率（手取りベース）であり、 π は物価上昇率を表す。また、スライド調整率は「公的年金全体の被保険者数の減少率」に「平均的受給期間の伸びを考慮した一定率」を加えたものであり、被保険者数の増加率（実績）を n 、受給期間伸びを考慮した一定率を q で表せば、

$$s = -n + q$$

となる。したがって、新規裁定年金および既裁定年金の改定率は

$$\rho = g + n - q$$

$$\rho' = \pi + n - q$$

となる。

厚生労働省によれば、2004年から2025年までの平均で n は -0.6% 程度、平均受給期間の伸びを考慮した一定率 q は 0.3% と見込まれている。したがって、スライド調整率 $-n + q$ は合計で 0.9% 程度となる。つまり、マクロ経済スライドの導入で、従来よりも年金改定率は年率で 0.9% 低下することになる。そして、既に述べたように、これは新規裁定年金だけでなく、既裁定の年金にも適用される。

ただし、マクロ経済スライドには特例措置があり、年金改定率がマイナス（もちろん名目値）になる場合には、マイナスの改定は行われぬ。例えば、

賃金上昇率や物価上昇率がスライド調整率を下回る場合、本来なら、年金給付は減額されるのだが、マイナスの改定は行われず、名目給付額は据え置かれる。また、賃金上昇率や物価上昇率がマイナスの場合にも、年金給付は据え置かれる。賃金上昇率や物価上昇率がマイナスの場合にも、年金給付は据え置かれる¹⁵⁾。

マクロ経済スライドが適用される特例期間は2004年から2023年までの19年間である。この間、年金給付は従来の制度に比べ、年率でおよそ0.9%減少する。19年後にはおよそ15%の減少となる（この結果、厚生年金の標準的年金水準は現役世代の50.2%になる）。これが、新規裁定年金だけでなく既裁定年金にも適用されるから、かなり厳しい給付抑制策である。既裁定年金については物価スライドさえ行わず、長生きすればするほど給付の実質値が減額されるのだから、既裁定年金の改定率については、本来、もっと批判されてしかるべきである。これについて筆者の知る限り、高山（2004）のみが批判している。

なお、マクロ経済スライドは、実際は給付の減額を正当化するための口実に過ぎない。このことを理解するために、人口成長率 n 、1人当たり賃金成長率 g 、利子率 r が一定で、平均余命の変化しない ($q=0$) 定常状態の世界を考えてみればよい。このような世界に賦課方式の年金制度が存在したとしよう。賃金比例の保険料が課され、保険料率が一定なら、保険料収入の総額は $n+g$ で増加していく。一方、1人当たり給付の改定率が g だとすると、給付総額は $n+g$ で増加していくから、年金改定率が g であっても年金財政の収支は均衡する。ここで、マクロ経済スライドのように、スライド調整率を引いて、1人当たりの給付の改定率を $g+n$ にするならば、給付総額の成長率は $g+n+n=g+2n$ となる。したがって、 $n<0$ の場合、保険収入の成長率 ($g+n$) が給付総額の成長率 ($g+2n$) を上回り、積立金が時間の経過と

15) この特例措置は、明らかにおかしな措置である。物価が下がっている場合、名目給付を一定にとどめれば購買力は増加する。現役世代の賃金が低下している場合に給付額を据え置けば、高齢者の生活水準は相対的に上昇するからである。

ともに(限りなく)増加していく。つまり、賦課方式の年金改定率は、本来、賃金成長率で何ら問題がないのである。

もちろん、人口成長率が一定でなければ、マクロ経済スライドにも一定の意味がある。例えば、受給者数の増加率が被保険者数の増加率を上回る状況で、賃金スライドによる改定は年金財政を悪化させる。実際、日本の人口構成は、今後20年間、高齢者は増加し続けるが、若年者は減少すると予測されている。「日本の将来推計人口 平成14年1月推計」(中位推計)によれば、65歳以上人口の増加率は今後の20年間でおよそ37%増加する。一方、20歳から64歳人口は14%減少するとされている。65歳以上の高齢者人口が恒常的に減り始めるのは2045年頃からであり、しかし、2050年までには65歳以上高齢者が現在に比べおよそ40%増加するが、20歳から64歳人口は36%減少すると予測されているのである。2050年を過ぎるあたりになって、ようやく若年者人口と高齢者人口の比率は落ち着くが、21世紀の前半には、一時的に年金財政にとっては厳しい人口構成の状況が続くのである。

「マクロ経済スライド」に意味があるのは、人口成長率が変化したり、人口構成が「一時的」に大きく変化する場合であろう。この方式は年金財政を維持するためにはやむを得ないと考えるのが普通だが、麻生(2004)は、「一時的」(と言ってもかなり長期だが)な人口変動がある場合、保険料固定方式のような給付自動抑制メカニズムはある特定世代に重い負担を課すことになり望ましくないという議論を展開している¹⁶⁾。この場合、租税や国債を用いることで(あるいは積立金の変動で)各世代の負担を平準化すべきだということである。重要なのは、「短期的」(と言っても20年、30年程度の長い時間だが)な財政収支ではなく、もっと長期的な観点から、年金債務の負担をどの世代がどの位負担するのが合理的かを検討することなのである。

16) この問題は、1人当たり給付水準を固定して、それに応じて保険料を引き上げる方式でも同様に発生する。ただし、保険料固定方式と給付水準固定方式では、過重な負担を与える世代が異なる。これは、保険料固定方式が給付削減によって高齢者の負担で人口変動に対処するのに対し、給付固定方式が保険料の引き上げによって若年者の負担増で対処するためである。

3.3. 有限均衡方式

2004年改革では、財政計算を行う期間についても変更があった。従来の「永久均衡方式」から「有限均衡方式」に変更されたのである。有限均衡方式は、厚生労働省の説明によれば、「現時点での財政計算に均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間（例えば95年間=2100年まで）と考え、その期間について、給付と負担の均衡を考える方式」であるとしている。そして、「財政均衡期間の最終年度において、支払い準備金程度（給付費の1年分程度）となるように積立金水準の目標を設定」とされている。なお、定期的に（例えば5年ごと）財政検証を行うが、その際、「財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの負担と給付の均衡を考える」とされている。

一方、「永久均衡方式」は「現時点での財政計算において均衡を図るべき期間は、将来にわたる全ての期間と考え、永久に給付と負担が均衡するように考える方式」であり、そのため、「将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金は一定の水準を維持することが必要」だとされている¹⁷⁾。

はたして、有限均衡方式や永久均衡方式の正確な内容を今の説明で理解できる人はいるだろうか。給付と負担の均衡とはどういう意味であろうか。これが、各世代の生涯を通じた給付と負担の均衡という意味なら、それは保険数理的にフェアな年金を意味するが、そうではないだろう。負担と給付はあくまで、ある一時点の給付総額や負担総額を指し、そして、「均衡を図るべき期間」での均衡を考えるというのだから、現時点から将来のある時点（永久均衡方式の場合には無限の将来であろう）までの給付総額の割引価値の合計と負担総額の割引価値の合計を考えていると推察される。しかし、それにしても、非常に曖昧な表現である。また、永久均衡方式で、積立金は「一定

17) 有限均衡方式、永久均衡方式の説明は、厚生労働省ホームページの（年金財政ホームページ）より。

水準」を維持すべきだとしているが、その一定水準はどのような水準かも不明である。

有限均衡方式は、計画期間の最終年の積立金をほぼ 0 にするということから、年金制度の性格を賦課方式に近づけていくという理解でよさそうだが、永久均衡方式は賦課方式を意味するのだろうか、それとも積立方式を意味するのだろうか。これらの点について、以下、簡単に検討しよう。

まず、時点 t の給付総額、保険料総額 (国庫負担を含む) を B_t 、 T_t で表そう。また、時点 t の期首の積立金を F_t 、利子率を r とすれば、積立金の推移式は次の式で与えられる。

$$F_{t+1} = (1+r)F_t + T_t - B_t \quad (4)$$

(4) 式の関係を、時点を次々とずらして繰り返し代入することで、 F_{t+k} が求められる。それは次の式で与えられる。

$$\begin{aligned} F_{t+k} &= (1+r)F_{t+k-1} + T_{t+k-1} - B_{t+k-1} \\ &= (1+r)^k F_t + \sum_{i=0}^{k-1} [T_{t+i} - B_{t+i}](1+r)^{k-i-1} \\ &= (1+r)^k \left[F_t + \sum_{i=0}^{k-1} \frac{T_{t+i}}{(1+r)^{i+1}} - \sum_{i=0}^{k-1} \frac{B_{t+i}}{(1+r)^{i+1}} \right] \end{aligned}$$

この式の両辺を $(1+r)^k$ で割り、整理すると次の式が得られる。

$$\sum_{i=0}^{k-1} \frac{B_{t+i}}{(1+r)^{i+1}} + \frac{F_{t+k}}{(1+r)^k} = F_t + \sum_{i=0}^{k-1} \frac{T_{t+i}}{(1+r)^{i+1}} \quad (5)$$

この式は、今後 k 年間の給付総額の割引価値の合計と k 年後の積立金の割引価値の和は、初期時点の積立金に今後 k 年間に生じる保険料収入の割引価値の合計に等しいということを表している。

先ほど引用した厚生労働省の説明から推察すると、有限均衡方式では、 k として 95 年先を考え、 F_{t+95} をほぼ 0 にするように保険料と給付を設計する

方式のようである。95年先において、積立金はほぼ0だから、この方式は、現在保有している積立金（5年分の給付に相当）を取り崩して、その間の給付にあてることになることがわかる。 F_t がほぼ0になった時点以降では、ほぼ純粋な賦課方式に移行することを意味する。なお、5年ごとに財政検証を行い、その時点の積立金の水準、将来の人口動向、賃金成長率や利率の動向に変化があれば、給付や保険料の水準が見直される。

永久均衡方式とは $k=\infty$ として、上の方程式が成立するように保険料および給付を決める方式のようである¹⁸⁾。ただし、その場合、一定の給付水準がどの程度の規模かはわからない。しかし、定常状態においては、積立金 F_t と給付総額 B_t の比 F_t/B_t （積立度合）は一定値に収束するはずである。そうであれば、 F_t の成長率は経済成長率に等しいはずである。経済成長率が利率を下回るのが通常の状態だから（動学的効率性）、この場合、

$$\lim_{k \rightarrow \infty} \frac{F_{t+k}}{(1+r)^k} = 0 \quad (6)$$

が成り立つ。すると、永久均衡方式では次の方程式が成立するように保険料と給付を決めるということになる。

$$\sum_{i=0}^{\infty} \frac{B_{t+i}}{(1+r)^{i+1}} = F_t + \sum_{i=0}^{\infty} \frac{T_{t+i}}{(1+r)^{i+1}} \quad (7)$$

さて、この式は、年金制度が賦課方式で運営されていても、積立方式で運営されていても成立する。年金制度が積立方式で運営されていれば、時点 t の積立金は、その時点までの過去の保険料負担に対応した給付債務に等しくなければならない。この場合、積立金の規模は、20年から30年分の給付相当の大きさでなければならない（このことは4.2.で示される）。しかし、その場

18) 実際の計算は、 k を十分に大きくとるのか、ある時点以降は定常状態を仮定して、一定の経済成長率、利率等の仮定のもとで計算するのかのどちらかだと思われる。

合でも、定常状態の積立金の成長率は経済成長率に等しいから(6)式が成立するはずである。また、積立金がある時点以降 0 に等しい（これは賦課方式を意味する）なら、当然、(6)式が成立する。さらに、将来時点の F_t がマイナス（つまり債務を抱えていても）であってもかまわない。債務残高の成長率が利子率を下回れば(6)式が成立するからである。

さて、(6)式は、将来の F_t がマイナスの場合、債務が雪だるま式に増加していかない（利子率よりも成長率が低い）＝年金制度が破綻しない、という条件であり、将来の F_t がプラスの場合には、積立金が利子率より早く成長しない（ F_t が利子率より早く成長するなら、給付をもっと増やせるはずである）＝無駄に貯めこまない、という条件なのである。

将来の積立金（プラス）が利子率より早く成長するという状況を除いて考えれば、結局、(7)式は、年金制度が破綻しないために必要な条件でしかなく、長期的に積立方式を目指した制度運営を行っていくのか、それとも賦課方式に近づけるべきかという問題とは無関係なのである。

年金制度が積立方式なのかどうかを判断するためには、ある時点における積立金 F_t の規模をみればよい。積立方式の年金制度なら、 F_t が過去の保険料拠出に対応した給付債務に見合う額だけ存在するはずである（これは給付総額の20年分から30年分の規模である）。純粹な賦課方式の年金制度ならば、もちろん F_t はゼロである。したがって、現実の年金制度の保有する積立金の積立度合 F_t/B_t の値をみて、その制度が積立方式に近いのか、それとも賦課方式に近いのかを判断できる。

さて、保険料率が一定で、人口成長率 n 、賃金成長率 g 、利子率 r が一定である世界を考えてみよう。(7)式の B_{t+1} や T_{t+1} は、 $n+g$ （経済成長率＝賃金成長率＋人口成長率）の率で増加していく。このとき、(7)式は

$$\frac{B_t}{r-n-g} = F_t + \frac{T_t}{r-n-g} \quad (8)$$

となる。この式は、保険料率が一定の場合、時点 t における積立金が大きければ大きいほど給付が大きくなるという事実を示している。あるいは、給付

水準が一定の場合に、積立金が大きいほど負担が低くなることを示している。例えば、利子率と経済成長率の差が2%あったとしよう。年金制度が積立方式で運営されていれば、 F_t は B_t のおよそ25年分程度存在する(4.2.参照)。この場合、 $(r-n-g)F_t$ は0.5年分の給付に相当する。このように、積立方式の給付は賦課方式のそれに比べて高い(または、積立方式の保険料は低くなる)。実は、積立方式と賦課方式の給付水準の差(または保険料の差)は、賦課方式のもとで暗黙の税負担と考えられる(麻生(2002))。給付債務マイナス積立金が年金制度の抱える暗黙の債務だと考えられるが、賦課方式では、それを、ある時点以降の全ての世代が暗黙のうちに負担させられており、それが給付水準の差(または保険料の差)となって表れるのである。

さて、「有限均衡方式」に話をもどそう。再び、利子率と経済成長率が一定の場合を考えよう。この場合、(5)式は次の通りになる。

$$\frac{B_t}{(r-n-g)}z(k) + \frac{F_{t+k}}{(1+r)^k} = F_t + \frac{T_t}{(r-n-g)}z(k) \quad (9)$$

$$\text{where } z(k) \equiv 1 - \left(\frac{(1+g)(1+n)}{1+r} \right)^k$$

ここで、もし、 k 年後の積立度合が現在と同じであるとすれば、

$$F_{t+k} = F_t((1+g)(1+n))^k$$

が成り立つ。これを(9)式に代入して整理すると(8)式と同じ関係が導かれる。つまり、「有限均衡方式」であっても、積立度合をある一定水準に保つなら、給付と負担の関係は「永久均衡方式」と変わらない。

ところが、2004年改革の「有限均衡方式」は、 F_{t+k} を給付の1年分だけを残してほぼ0にするという案である。保険料が一定である場合を考えると、これは積立度合を一定に保つ場合に比べ、計画期間中の給付を多少増やすような効果を持つ。この効果の数量的大きさを把握するために、(9)式を $z(k)$ で割り、さらに時点 t の積立度合(= F/B)を f 、計画期間終了時の積立度

合を f' とおくと、次の式が成り立つ。

$$\frac{B_t}{r-n-g} = \frac{1}{z(k)} \left[1 - \frac{f'}{f} \left(\frac{(1+n)(1+g)}{1+r} \right)^k \right] F_t + \frac{T_t}{r-n-g} \quad (10)$$

(10)式において、 k を大きくしていけば、 $z(k)$ は 1 に近づき、(10)式右辺第 1 項の [] の中も 1 に近づくから、これは「永久均衡方式」に近づく(これは自明である)。一方、 k を固定しておいて f' を小さくすれば、(10)式右辺第 1 項の [] のなかは 1 に近づく。この場合、 $z(k) < 1$ だから、 $F_t/z(k) > F_t$ であり、保険料が一定なら、給付水準が多少増加する。

積立金を取り崩すことにより、どれだけ給付の増加が見込まれるかは、(10)式に f 、 f' 、 r 、 n 、 g 、 k 等のパラメータを代入して計算することができる。2004年年金改革では、 $f'=1.0$ 、 $k=95$ を想定しており、現在の積立度合 f はほぼ 5.0 である。およそ 100 年間で 4 年分の給付を取り崩すことになるから、これは 1 年あたりの給付を 4% 増加させる(正確な計算は(10)式を用いるべきであろう)。なお、後の節で、2004年改革での積立度合の見通しをみるが、それによれば 2030 年頃までは「マクロ経済スライド」導入による給付抑制効果が劇的に働き、積立度合は一時的に反転する。しかし、2040 年頃の 5.0 の水準から積立度合は減少をし、2100 年には 1.0 になると見込まれている。

以上の議論をまとめると、「永久均衡方式」から「有限均衡方式」への変更自体が重要なのではなく、長期的に積立金を取り崩していく方針に変更されたことの方が重要である。それは一時的に寛大な給付水準を保証するが、将来時点での年金債務をより増やすことにつながる。年金債務の増加は、将来世代の負担を増やし(賦課方式の年金制度のもとでは、支払った保険料以下の給付しか受け取れないという形で負担は発生するが、その程度が将来世代はより深刻になることを意味する)、資本蓄積に悪影響を与えるという効果をもたらすだろう。

3.4. その他の改正

2004年改革では、在職老齢年金の見直し、離婚時等の年金分割(厚生年金

年金財政の現状と問題点（1）

の標準報酬分割制度）、育児支援策の導入などが盛り込まれている。これを簡単に説明しておこう。

在職老齢年金制度

まず、在職老齢年金制度については次のような改正が行われた。

- 60歳台前半の被用者の在職老齢年金について、在職中に一律2割の支給を停止する現行の仕組みが廃止された。
- 70歳以上の被用者が受給する老齢厚生年金については、60歳台後半の被用者と同様の仕組みが導入された（賃金と厚生年金の合計額が現役男子の労働者の平均賃金を上回る場合には、厚生年金の一部または全額の支給が停止される）。
- 65歳以降の厚生年金について繰り下げ支給の制度が導入された。

在職老齢年金は、年金を受給している高齢の労働者に対して、賃金の水準に応じて年金給付額を減額するという制度である。年金給付を労働所得の水準に応じて減額するという仕組みは、労働所得税を課していることに等しい。したがって、この制度は、高齢の労働者の労働供給を阻害する効果があると考えられるのである（ただし、これについての実証研究はあまり盛んではない）。

厚生年金の標準報酬分割制度

被扶養配偶者（第3号被保険者）のいる第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同で負担したとみなし、夫婦が離婚した場合には、第3号被保険者期間について、第2号被保険者の標準報酬の2分の1が分割できることになった。また、共働き期間があった場合には、その期間を含めて、当事者間の協議または家庭裁判所の審判によって、夫婦の標準報酬を分割できることになった。

1986年の基礎年金制度の導入によって、形式的には、第3号被保険者にも基礎年金が給付されることになって、被扶養配偶者の年金権が確立したが、

夫婦が離婚した場合、被扶養配偶者の年金水準が著しく低くなるという問題が残っていた。今回の改正は、これを是正するものである。

育児支援策の導入

現行制度では、育児休業を取得した厚生年金被保険者について、子供が1歳に達するまで保険料を免除している。また、その間、育児休業取得直前の標準報酬で保険料納付が行われたとみなして給付が算定される仕組みになっている。これを今回の改正では、

- 子供が3歳に達するまでの育児休業期間について、保険料を免除する
- 子供が3歳に達するまでの間、勤務時間の短縮などで標準報酬月額が低下した場合、子育て開始直前の標準報酬月額で年金給付の算定を行う仕組みを導入

という改正が行われた。

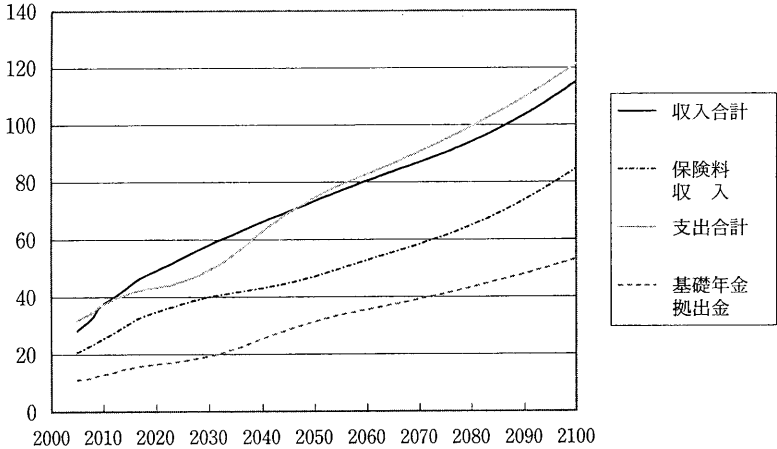
3.5. 年金財政の見直し

この節では、2004年改正のもとになった「平成16年財政再計算」による財政見直しを簡単に紹介し、2004年改正の特徴を改めて把握する。

3.5.1. 厚生年金・国民年金の収支

まず、図5が厚生年金の収支見直しである。これによれば、2030年ころまで給付の伸びは収入（保険料+国庫負担+積立金運用収入）の伸びに比べれば小さいが、その後2050年ころまで支出の増加率が収入の増加率を上回ることがわかる。2010年から2020年にかけて団塊の世代が引退するが（1945年生まれの人たちが65歳になるのが2010年、1950年生まれ世代は2015年に65歳に達する）が、この間、65歳以上の高齢者の増加率は極めて高く、平均するとおおよそ2%の増加率である（年あたり）。一方、保険料を負担する20歳から64歳人口はすでに減少している（図11を参照）。したがって、この間の保険料収

図5 厚生年金の収支見通し（平成16年財政再計算）



入の増加は保険料率の引上げによる効果が被保険者数の減少を上回るためであろう。一方、マクロ経済スライドによる厳しい給付抑制策のため、受給者の増加にも関わらず、給付の伸びは収入の伸び以下に抑えられている。

2030年頃から2045年頃になると、今度は段階の世代ジュニアが引退する時期になる。この時期、65歳以上の高齢者人口は再び急激な増加をみせる。また、この時期までには「マクロ経済スライド」の適用期間が終わっている。こうした事情のため、2030年以降の給付の伸びは、保険料収入の伸びを上回る勢いで増加していく。そして、2050年頃には収入を支出が上回る状況になり、それ以降ずっと支出が収入を上回る。

図6は厚生年金の積立金の推移をみたものである。積立度合は現在の5程度の水準から一旦落ち込むが、(給付の抑制と保険料の引上げの効果で)再び反転して2035年頃にピークを迎える。しかし、その後は2100年のおよそ1.0まで一直線に下落を続ける。積立度合が21世紀後半に一直線に下落していくのは、「有限均衡方式」の導入で2100年の積立度合を1.0としたためである。そのために、21世紀後半では、厚生年金の支出が収入を上回ったのである。

さて、国民年金の収支、積立度合の推移も厚生年金と同様の傾向を示す。

図 6 厚生年金の積立度合 (平成16年財政再計算)

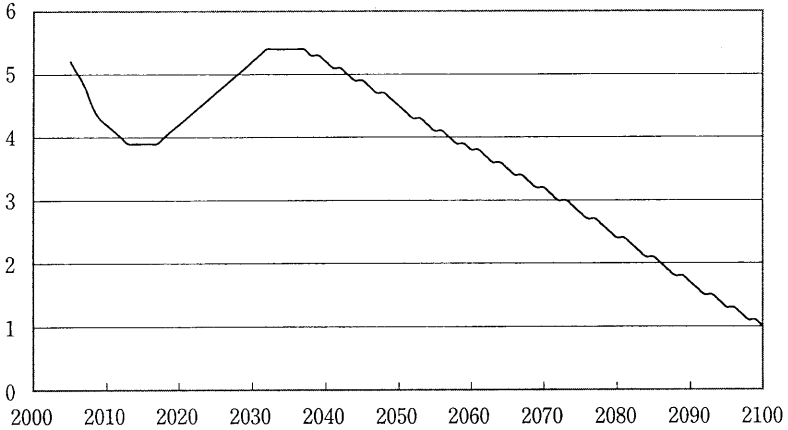


図 7 国民年金の収支見通し (平成16年財政再計算)

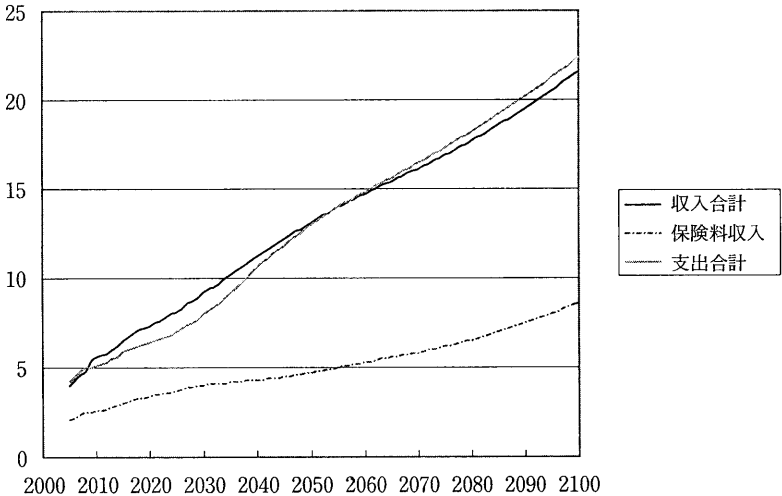
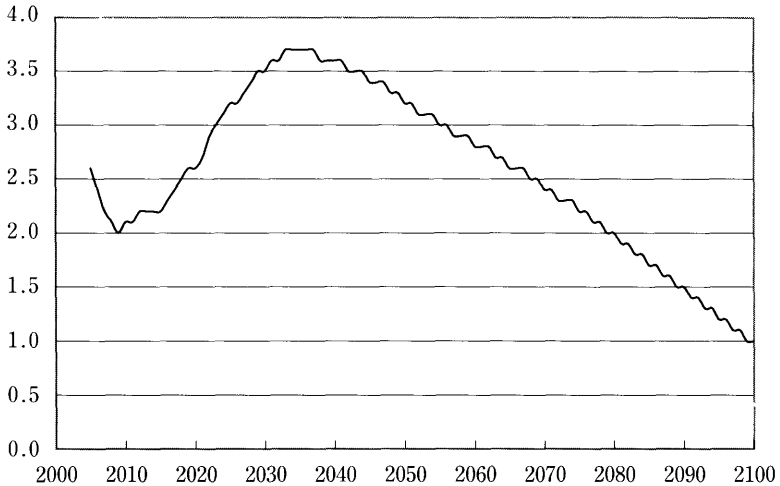


図 7、図 8 が国民年金の場合である。国民年金の給付の伸び率が2030年頃まで緩やかで、2030年以降に上昇するのは厚生年金と同じ傾向である。また、厚生年金より時期は少し遅れるが、やはり21世紀後半に支出が収入を上回る状況が続く。積立度合も、2035年頃をピークに、後は2100年の1.0までほぼ

図8 国民年金の積立度合（平成16年財政再計算）



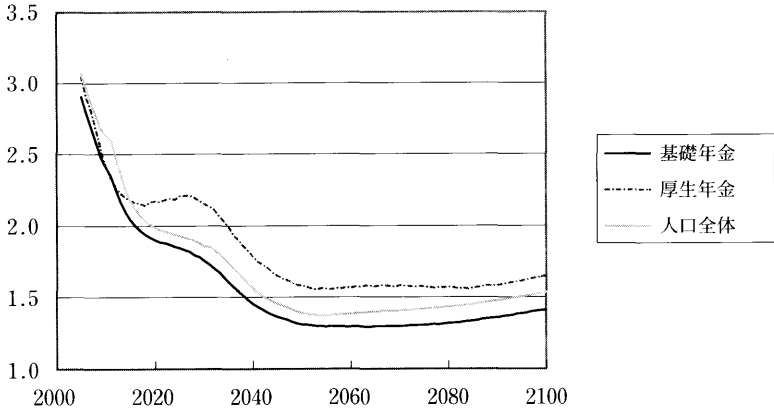
一定のスピードで低下していく。

3.5.2. 被保険者数・受給者数の見通し

図9は被保険者数を受給者数で割った「年金扶養比率」を厚生年金と基礎年金制度全体について表したものである。なお、比較のため、全人口の20-64歳人口と65歳以上人口の比率も計算した（『日本の将来推計人口 平成14年1月推計』の中位推計）。グラフの「人口全体」という線がそれである。グラフからわかるように、「年金扶養比率」は現在の3.0程度から2050年頃の1.4程度まで急激に減少をし、その後、ほぼ一定値で安定する。また、「人口全体」と基礎年金の扶養比率はほとんど同じであることもわかる。なお、21世紀前半についてももう少し詳しく見ると、まず、2015年過ぎ頃までの扶養比率の低下が急速であり（この頃は「団塊の世代」が退職する）、その後、低下のスピードはやや鈍るものの、再び2030年過ぎから2040年過ぎにかけて急速に低下することがわかる。

ところで、被保険者数や受給者数の見通しは、将来推計人口をもとに作成

図9 年金扶養比率の見通し

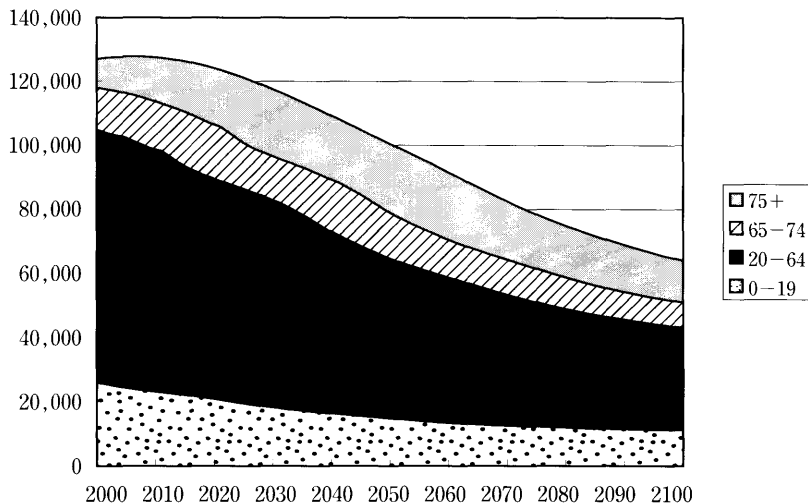


されている。ここで示した被保険者数・受給者数の見通しは中位推計に基づいたものである。なお、将来推計人口の2050年以降は参考推計であり、2050年以降、出生率は人口が一定となる水準にむけて徐々に回復していくと想定されていると思われる¹⁹⁾。このため、将来になればなるほど人口推計は「甘い」ことに注意が必要である。

将来推計人口の違いが年金扶養比率に与える影響を見る前に、ひとまず、中位推計のもとでの人口の推移をみておこう。図10は年齢4区分の人口が今後、どう推移していくかを示したものである。日本の総人口はまもなく減少をはじめ、2050年頃にはちょうど1億人程度となる(2005年人口は1億2700万人である)。年齢別では、20歳から64歳人口が減り始め、高齢者が増加する。特に、75歳以上の高齢者の割合が増加することがわかる(これは、医療費に大きな影響を与えるだろう)。

19) 「思われる」と書いたのは、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口 平成14年1月推計』(CD-ROM版)には、2050年以降の参考推計について、出生率等の仮定が見つからないからである。以前の将来推計人口では、2050年以降、出生率は人口置換水準を実現する値まで徐々に回復すると想定されていた。

図10 日本の将来人口（年齢4区分）



資料：『日本の将来推計人口 平成14年1月推計』国立社会保障・人口問題研究所（中位推計；2050年以降は参考推計）

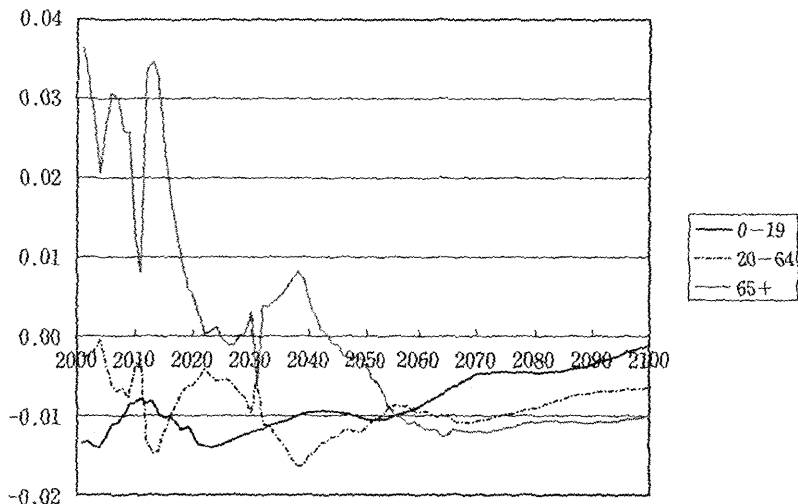
日本の総人口は間もなく減少に転ずるが、しばらくの間、高齢者人口は増加する。これを示したのが図11である。このグラフから、21世紀前半の日本では、高齢者人口はまだ増加を続けるが、若年者人口の増加率（減少率）はすでにほぼ一定値に収束していることがわかる。2050年を過ぎた頃になってようやく、高齢者人口も若年者人口の成長率と一致するようになることがわかる。

3.5.3. 異なる人口推計

厚生年金、国民年金の収支見通しによれば、2050年以降、一貫して積立金は取り崩される。「有限均衡方式」の導入のため、2100年において給付1年分程度の積立金を保有するという事になったためである。その結果、年金制度は賦課方式の性格を強めていく。

さて、将来の保険料収入、給付を推計する上で一番重要なファクターは、被保険者数と受給者数の推移である。そして、これらの推計は、将来人口に

図11 年齢区分別人口成長率



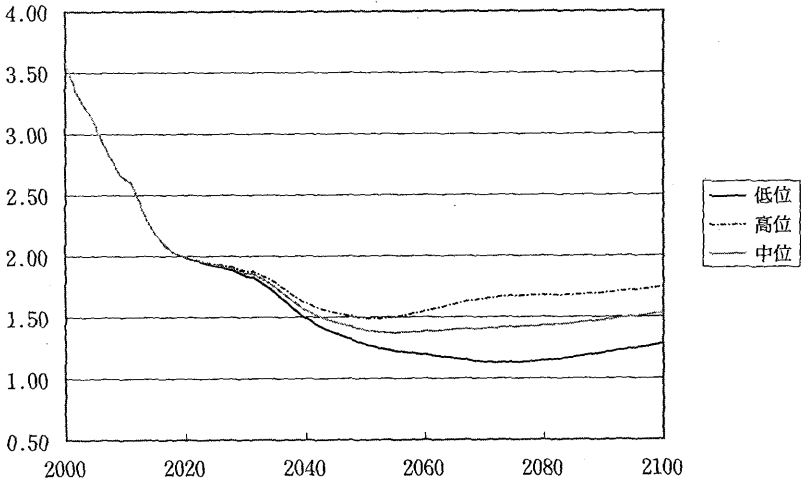
資料『日本の将来推計人口 平成14年1月推計』の年齢区分別人口から筆者作成

ついでに推計値に基づいている。そして、今まで紹介してきた財政再計算の財政収支の見通しは、「将来推計人口」の中位推計に基づいている。もし、将来の人口の推移が、この中位推計と異なっているとすると、給付水準や保険料率にどのような影響をあたえるのだろうか。

国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口』は中位推計の他、高位推計、低位推計など、いくつかの異なる想定での推計結果を報告している。筆者の調べた限りでは、異なる人口推計のもとで財政収支の見通しについてのデータは厚生労働省のホームページからは入手できなかった。そこで、まず、低位推計、中位推計、高位推計で、「年金扶養比率」がどう変化するかをみるために、20歳から64歳人口を65歳以上人口で割った値を比較してみた。その結果が、図12である。その結果、高位推計の場合の「年金扶養比率」は中位推計のその115%程度であり、低位推計の場合には中位推計の80%程度の水準になる。

人口構成の見通しが中位推計と異なる場合の影響をみるために、今、年金

図12 異なる人口推計のもとでの扶養比率（20-64歳人口/65歳以上人口）



制度が賦課方式で運営されており、保険料が固定されているとしよう。すでにみたように、21世紀後半に積立金は取り崩されていき、年金制度は純粋な賦課方式に近づいていくから、この単純化の過程は非現実的ではない。さて、保険料率を τ 、受給者1人あたり給付（賃金にたいする比率＝給付の所得代替率）を b 、被保険者数を N_y 、受給者数を N_o で表せば、純粋な賦課方式のもとでは、 $b = \tau N_y / N_o$ が成立する。したがって、保険料率が固定されている状況では、「年金扶養比率」 N_y / N_o の1%の変化が給付水準 b の1%の変化をもたらすことがわかる。したがって、単純な計算から、高位推計では給付水準は中位推計よりも15%高く見込めるが、低推計では中位推計の場合よりも20%減少することがわかる。中位推計のもとで給付の所得代替率はおよそ50%（つまり、給付は現役労働者の手取り賃金の50%水準）とされているから、低位推計の場合には所得代替率が40%まで低下することが予測される。したがって、2004年改革で給付の所得代替率が5割をきらないことが目標とされたが、これは将来人口の推移によっては実現不可能になる。5割を維持するためには、保険料率をさらに引き上げることが必要になるだろう。

さて、将来推計人口の2050年以降の推計値であるが、これは参考推計とき

れている。既に述べたように、2050年以降については出生率が人口置換水準にむけて回復していくという前提での結果であり、かなり「甘い」ものである。出生率について厳しい仮定をおけば、当然、給付水準が低下することになる（あるいは保険料の引上げが必要である）。特に、2050年以降については、「甘い」人口推計に、積立金の取り崩しのため、保険料に比べた給付水準がかなり寛大になっている可能性が強い。このため、将来、再び、保険料の引き上げが検討されることになる可能性は強いと言える。